

我孫子市緑の基本計画

2023-2042

〔案〕

令和4年12月



目 次

序 章 我孫子の緑	1
地勢	1
土地利用	2
西部地域の緑	3
東部地域の緑	5
第1章 計画の基本事項	7
1.緑の基本計画とは	7
2.計画改定の背景	9
3.計画改定の考え方	11
第2章 これまでの取り組みと課題	13
1.これまでの取り組みの状況	13
2.計画の課題	18

第3章	計画の目標と基本方針	19
	1.計画の目標	19
	2.計画の基本方針	25
第4章	緑の推進施策	27
	1.基本方針に基づく緑の推進施策	27
	基本方針1 我孫子らしい緑を保全・活用する	29
	基本方針2 核となる緑を整備・活用する	43
	基本方針3 多様な緑が輝くまちなみを創出する	52
	基本方針4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める	57
	2.地域別の施策の推進	67
第5章	計画の推進に向けて	71
	1.計画の推進体制	71
	2.計画の実効性を確保するための方策	73
	3.計画の進行管理と見直し	74
資料編	75
	1.用語解説	75

序章

我孫子の緑

地勢

我孫子市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から概ね40km圏内に位置しています。東に印西市、南と西は手賀沼を隔て柏市があり、北は利根川をはさんで、茨城県取手市・北相馬郡利根町と隣接し、手賀沼と利根川にはさまれた東西に細長い土地で、南北延長は最長部で約4km、東西延長約14km、面積は約43.15km²(4,315ha)となっています。

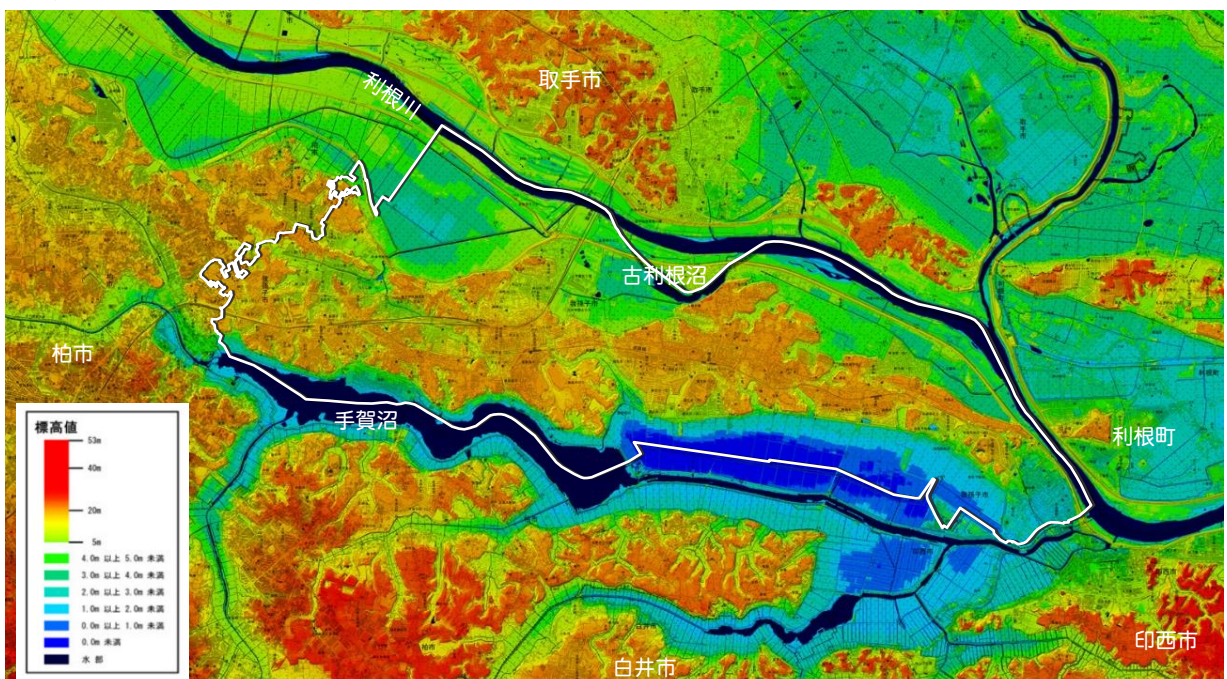
本市は下総台地の一角に位置し、西から東へ流れる利根川と手賀沼の2つの水系に沿って、標高約20mの馬の背状の台地と、その周辺に広がる低地で成り立っており、台地と低地の間には崖状斜面が形成されています。

台地上は主に市街地が形成されており、市街地の周囲には斜面林が連なり、低地には水辺や水田が広がるなど、緑豊かで生きものも多く生息する、首都圏でも貴重な自然環境が残されています。

■我孫子市の位置



■我孫子の地形



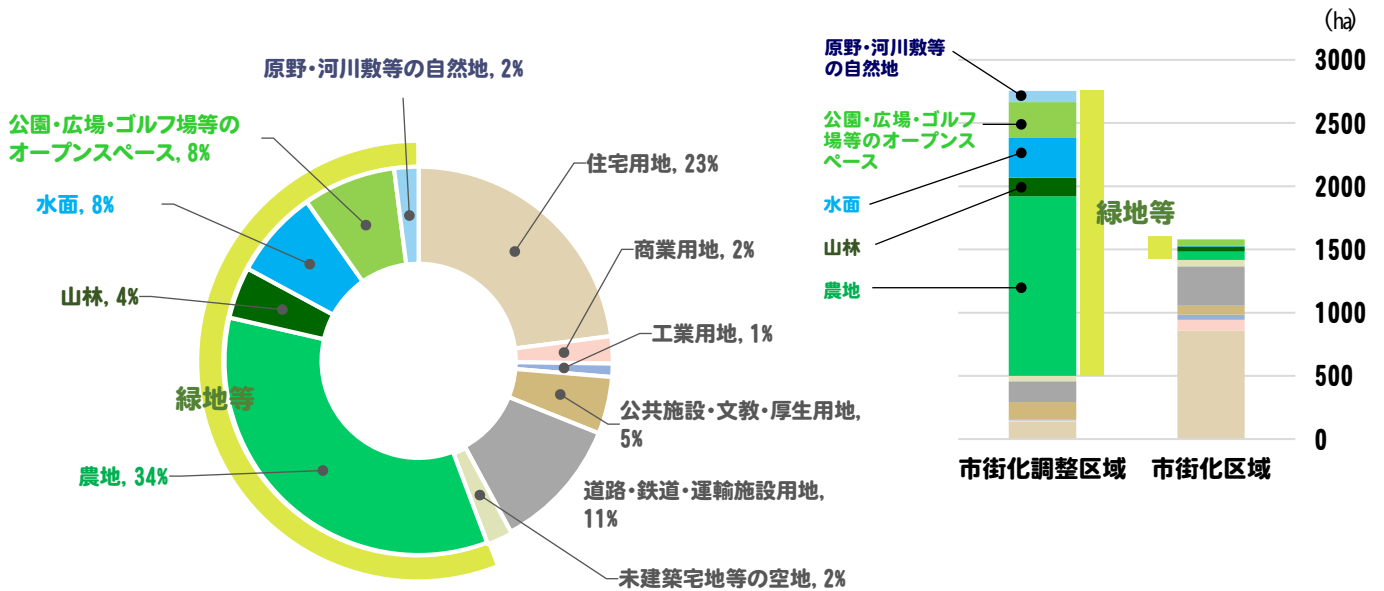
出典：デジタル標高地図(取手市) (部分) 国土地理院 H24.6(市域、都市名を加筆)

土地利用

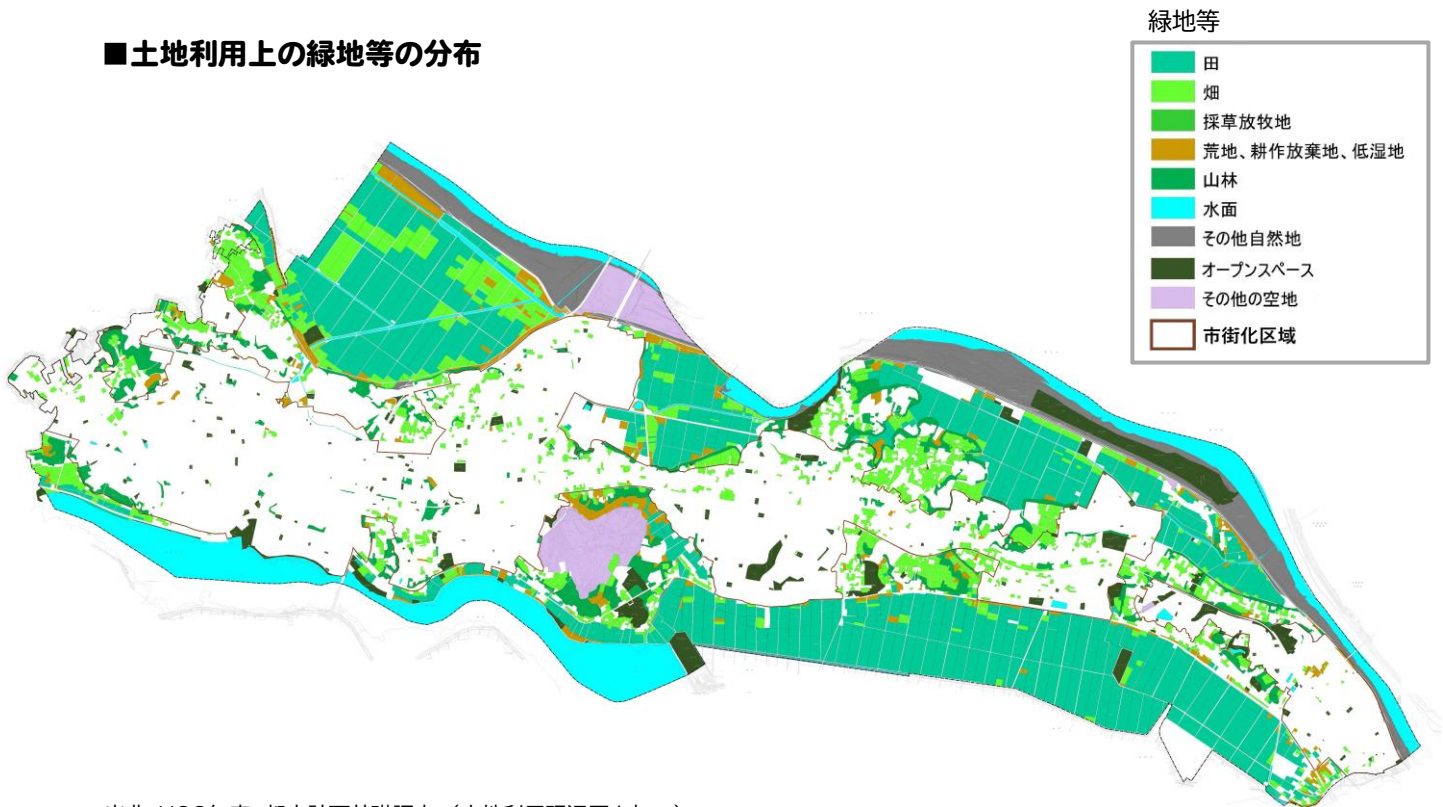
都市計画基礎調査に基づく土地利用上の緑地等が市域に占める割合は約56%と、半分以上を占めています。最も面積が大きいのは農地(田・畑)で、市域の約34%を占めています。

しかし、市街化区域に占める緑地等の割合は約10%にとどまっています。

■土地利用上の緑地等の割合



■土地利用上の緑地等の分布



出典: H28年度 都市計画基礎調査 (土地利用現況図を加工)

※オープンスペースには公園・広場等を含む

※その他の空地にはゴルフ場等を含む

西部地域の緑(主に我孫子地区)



市民開放型保存緑地(根戸)



既存の樹木を活かした住宅地(我孫子)



つくし野4号公園



根戸城跡の樹林地



手賀沼公園



杉村楚人冠記念館がある明田緑地

(主に天王台地区)



北新田の広大な農地



天王台西公園



日の出通りのケヤキの街路樹



香取神社と一帯の斜面林(高野山)

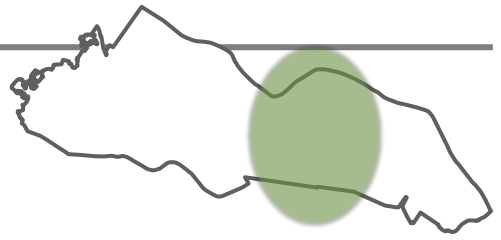


高野山桃山公園と手賀沼



岡発戸新田の農地と斜面林

東部地域の緑(主に湖北地区)



岡発戸の農地と斜面林



古利根沼



中峠亀田谷公園



岡発戸・都部の谷津

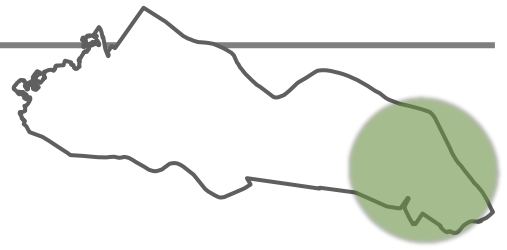


湖北台中央公園



中里市民の森

(主に新木地区・布佐地区)



利根川ゆうゆう公園



国道356号沿道の屋敷林



宮ノ森公園



やすらぎの道のケヤキの街路樹(布佐)



農地と斜面林(相島)



布佐市民の森

第 1 章

計画の基本事項

1. 緑の基本計画とは

(1) 計画の目的

緑は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものです。緑の基本計画は、都市緑地法に基づき定められる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、我孫子の特徴ある緑を守り、つくり、育て、そして次世代へその価値を継承していくための、長期的視点から定める都市の緑に関する総合的な計画です。

本市では、平成11(1999)年6月に最初の緑の基本計画を策定し、平成26(2014)年3月に中間年次における見直し(「前計画」)を行いました。本計画は、前計画の計画期間が令和4年度で満了となったことから、新たな計画として全面改定を行ったものです。

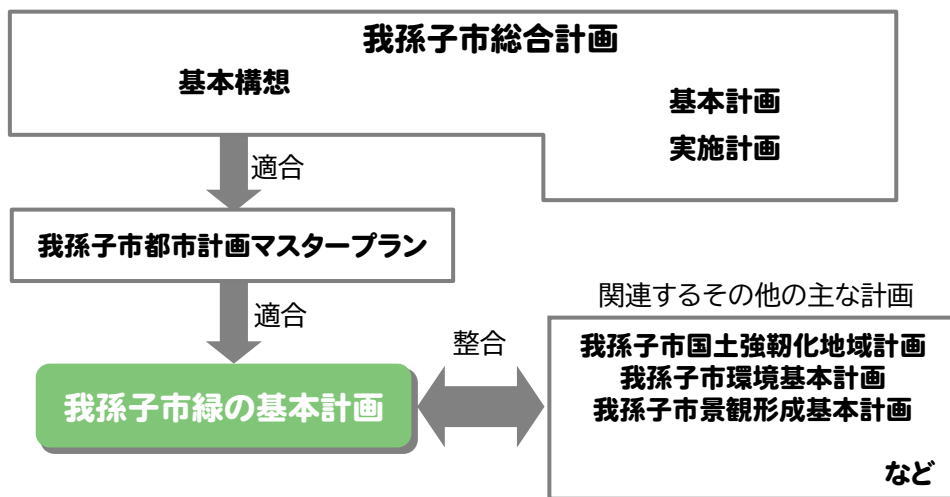
今回の計画改定に当たっては、社会情勢の変化や緑に関連した法改正、また上位・関連計画との整合を図るとともに、これまでの施策の実績などを踏まえながら、緑の持つ機能や役割がより効果的に発揮させ、緑のある暮らしの姿を提示した新たな緑のまちづくりの展開を図ることを目的とします。緑を守り、つくり、育てるまちづくりを進めることは、行政だけでは不可能です。本計画は、我孫子市はもとより、市民や団体、事業者などの多くの主体が連携・協働しながら取り組むための指針となります。

(2) 計画の位置づけと計画期間

① 計画の位置づけ

本計画は我孫子市総合計画と我孫子市都市計画マスタープランと適合するほか、環境基本計画、景観形成基本計画などの関連計画と整合します。

■ 計画の位置づけ

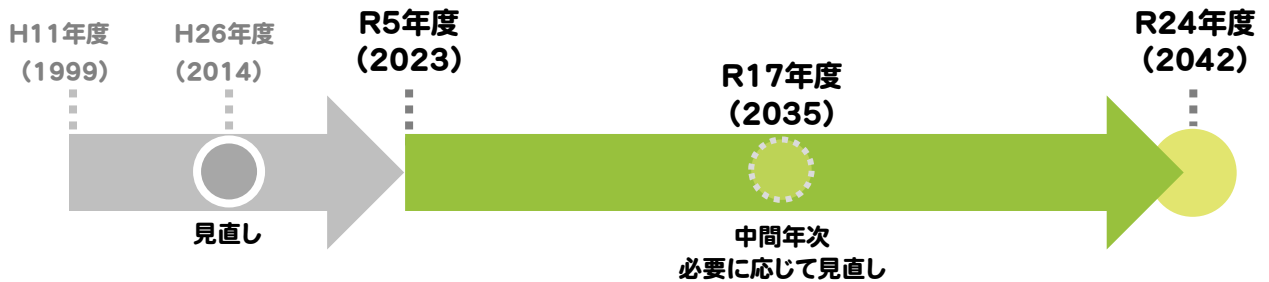


②計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和24(2042)年度とし、中間年次を令和17(2035)年度とします。

ただし、計画期間内に上位計画の見直しや社会情勢の変化、また広域的なプロジェクトの進展など、計画への対応が必要となった場合は見直しを行うものとします。

■計画期間



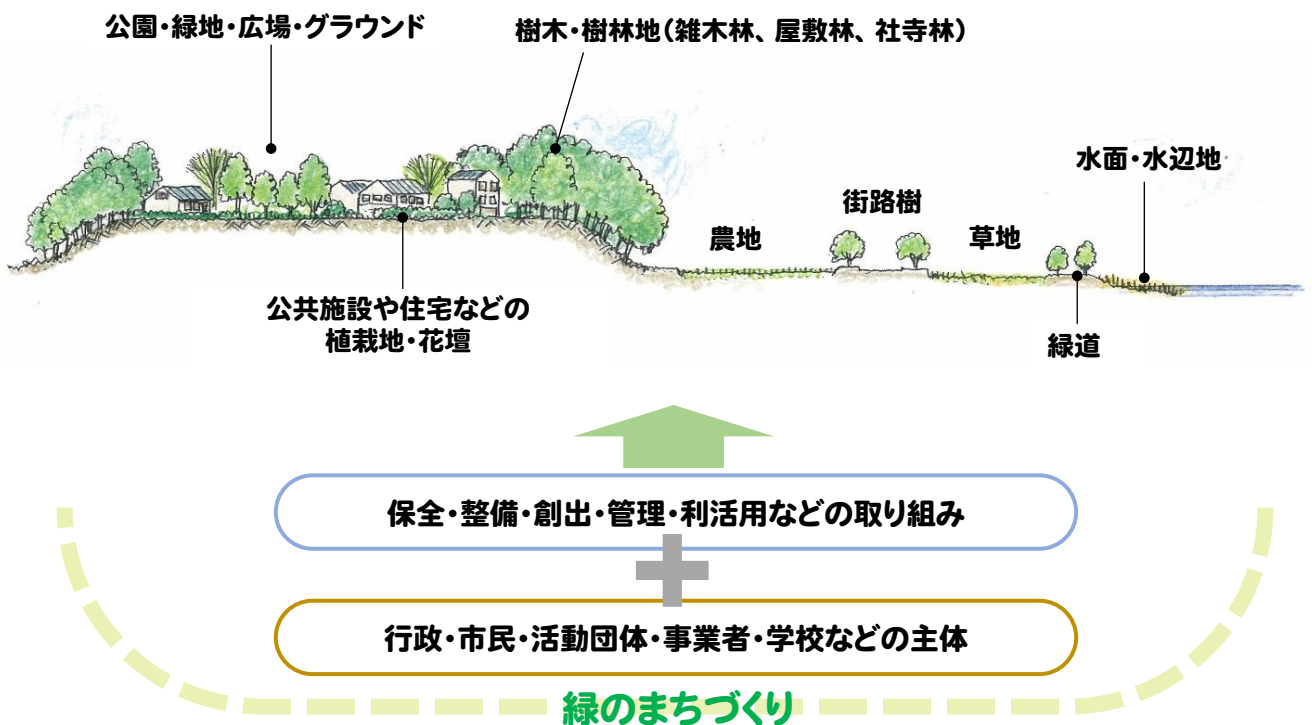
(3)計画で対象とする「緑」と「緑のまちづくり」

計画で対象とする「緑」は、樹木や草花などの植物、それらが生育する樹林地、草地、農地、水面・水辺地などのオープンスペース(建造物が建てられていない土地)全般を対象とします。

具体的には、屋敷林・社寺林などの樹林地、農地(田・畑)、河川・池沼・水路・湿地、公園や緑地、広場、グラウンド、街路樹、花壇を含む植栽地などです。

これらの緑や緑がある土地の保全・整備・創出・管理・利活用などの取り組みを、行政、市民や活動団体、事業者などの主体とのかかわりを含めて「緑のまちづくり」とし、計画の対象とします。

■計画で対象とする緑と緑のまちづくり



2.計画改定の背景

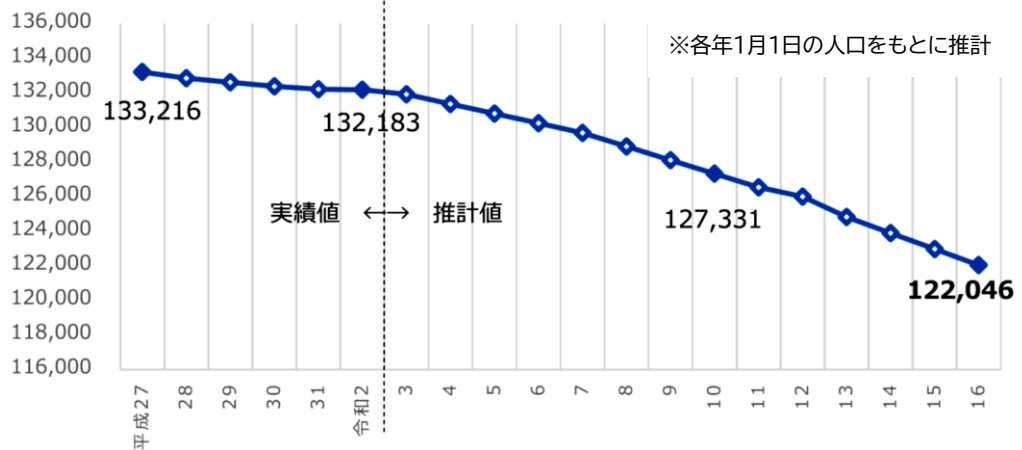
(1)緑を取り巻く社会情勢

昨今の緑を取り巻く社会情勢の状況について整理します。

■人口の減少と高齢化が進行しています

- 我が国では平成20(2008)年をピークに人口減少社会を迎えています。
- 我孫子市においては、平成23(2011)年の13.5万人をピークに減少し、令和3(2021)年には13.2万人、令和16(2034)年には12万人にまで減少するとされています。
- 高齢化率は、令和3(2021)年は31.1%ですが、令和16(2034)年には36.3%に達する見込みで、実に、3人に1人以上が高齢者という時代を迎えています。

■人口の推移 (令和2年までは実績値、令和3年から推計値)



出典:我孫子市第四次総合計画

■自然災害に対する意識が高まっています

- 今後高い確率で発生するといわれている南海トラフ地震や首都直下地震などの切迫性も指摘されています。また近年は、特に大型台風や集中豪雨などによる風水害が多発・激甚化が顕著となっています。
- このような自然災害のリスクに対して、被害を最小限にすること(減災)やレジリエンス(回復力)を高めることに対する市民の意識も高まっています。

■ライフスタイルやワークスタイルが多様化しています

- 少子高齢化などを背景に我が国のワークスタイルにも変化が求められており、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を意識した取り組みが広がっています。また、消費のトレンドが所有から利用に移行しているように、価値観の変化もみられます。
- 令和2(2020)年初頭から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大は、さらに生活様式に大きな変化を迫り、ライフスタイルやワークスタイルの多様化にも拍車をかけ、新しい生活様式(ニューノーマル)を取り入れたまちづくりが模索されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsの17のゴール

出典：国際連合広報センター ホームページ

■持続可能な社会の形成が求められています

- 気候変動という地球レベルでの環境問題が深刻化し、異常気象とともに、水や食料の確保、生態系などに大きな影響を与えることが懸念されています。
- 2015年の国連サミットにおいて、国際社会の共通の目標として「2030アジェンダ」が採択され、その中心に「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goalsの略称)」が採択されました。SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、普遍的な目標として、我が国でも積極的に取り組んでいます。本計画は、17のゴールのうち、特に、3〈保健〉、4〈教育〉、6〈水・衛生〉、8〈経済成長と雇用〉、11〈持続可能な都市〉、12〈持続可能な消費と生産〉、13〈気候変動〉、14〈海洋資源〉、15〈陸上資源〉、17〈実施手段〉に関連します。
- 生物の多様性を保全するために、2021年のG7サミットにおいて、我が国を含めて2030年までに陸域・海域の少なくとも30%の保全・保護(30by30)を進めることを合意しました。
- 本市は、令和2(2020)年7月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明しました。

■厳しい財政状況が続くと考えられます

- 人口、特に生産年齢人口の減少により、多くの自治体と同様、我孫子市でも歳入は減少する傾向にある一方、歳出は社会福祉保障関連経費が増加する傾向にあります。
- また、高度経済成長期に整備された多くの老朽化した公共施設の改修・更新時期が一斉に到来することから、整備や改修の経費だけでなく、維持するための経費も不足することが予想され、財政は厳しい状況が続くと考えられます。

■技術革新が急速に進展しています。

- ICTやIoTなどの情報・通信技術の急速な発達により、地域や世代にかかわらず、人とモノ、情報がつながることで、現実(リアル)と仮想(バーチャル)が高度に融合した社会(Society5.0)が展望され、AI(人工知能)などの技術革新が急速に普及し、様々な分野で活用され始めています。
- コロナ感染症の拡大に際しても、これらの技術的な支えがなければ対応できなかったことも多くあります。今後、災害リスクの回避やライフスタイル・ワークスタイルの多様化への対応などの課題にも、この新たな技術に大きな期待が寄せられています。

3.計画改定の考え方

(1)緑の多様な機能

緑は、大きく以下のような機能を持っていますが、昨今では緑に求められる役割は広くとらえられるようになっており、単に緑を増やす、少なくならないように維持するだけでは、今後のまちづくりに十分に対応することができません。

このようなことから、緑を市民の暮らしとの関係の中でとらえ、社会的な解決のために、いかに緑の機能をより効果的に発揮させるか、という視点が重要となっています。

都市における環境の保全・改善

- 樹木や草花の被覆面は、太陽光などからの熱を抑え、また緑陰の形成や蒸散作用によって気温の上昇を抑制することから、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。
- 連続した緑の空間は、清涼な空気の流れである「風の道」を形成し、市街地の高温で汚染された空気を浄化する効果があります。
- 緑は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。
- 騒音・振動の緩和、防塵などの都市環境の保全・改善に役立っています。

良好な景観の形成

- 手賀沼や斜面林が我孫子らしい景観をつくっているように、緑は地域の景観を特徴づける要素です。そのような景観から、私たちは精神的な安らぎや豊かさ、なつかしさ、そして誇りや愛着、ふるさと意識を感じ、安心感や満足感を得ています。
- 緑は、人工物が多い空間にうるおいを与え、堅いイメージをやわらげ、季節感のある美しい景観を形成します。

歴史や文化の継承

- 手賀沼とそれを取り巻く豊かな自然環境に魅せられた多くの文豪や文化人が、手賀沼のほとりに居を構え、今のその旧居などは大切な資源として残されています。
- 地域の祭りや伝統行事は、自然と人とのかわりの中で育まれてきました。

防災・減災

- 緑は、火災時の延焼防止に大きな役割を果たすほか、雨水を貯留・浸透させる(かん養)機能があり浸水や洪水の被害の緩和に役立ちます。
- 公園などのオープンスペースは、避難場所や救援活動の拠点として活用されます。
- 緑は防風、表土の浸食や土砂の流出の防止、洪水の緩和などの機能があります。

健康増進・福祉

- 緑は、精神的なやすらぎを与え、ストレスや疲れを癒し、緊張感を緩和し、病気の予防や未病対策につながるほか、運動などの健康づくりに役立ち、健康寿命を延ばす働きがあります。
- 誰もが生き生きと暮らせる福祉の増進に役立ち、地域におけるケアに対する役割も期待されています。

生きものの生息地・生育地の確保・保全

- 人間は、生態系の一部を構成していますが、この生態系が健全であるためには、生物の多様性が確保されることが必要です。
- 生物多様性をもたらす恵みは、「生態系サービス」と呼ばれ、酸素や水の供給などのさまざまな基盤条件を整え、食料などの暮らしに必要なものの原料を生み出しています。
- 緑は、水源をかん養し、多様な生きものの生息・生育の空間を提供しており、生態系の維持など生物多様性を保持するうえで、重要な役割を果たしています。

(2)グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」とは、緑の機能を有効に、また戦略的に活用して社会的な課題の解決や持続可能な地域づくりに役立てていこうとする考え方や整備されたインフラを指します。

緑の機能を積極的に活かしたグリーンインフラの推進により、暮らしをより豊かにする、つまり、緑の基盤(グリーンインフラ)、緑の活動(コミュニティ)、緑の暮らし(ウェル・ビーイング)を豊かにすることによって、生活の質(Quality of Life)の向上を図っていくことを計画改定の基本的な考え方とします。

レクリエーション・遊びの場の提供

- 公園などの緑は、休息、憩い、散策、スポーツなどの野外レクリエーションの場を提供します。
- 緑の空間は、子どもたちの生きる力を育む外遊びの場となります。

教育・子育ての場の提供

- 緑とのかかわりは、子どもたちの感性を養い、様々な知識を与えてくれます。
- 樹林地や水辺などは、自然体験や環境学習の場となります。
- 公園などは、親子が過ごしやすい環境を提供します。

コミュニティの形成やにぎわいの創出

- 花壇づくりや樹林地の保全活動、菜園での農作業など、緑を介した様々な活動は、人と人の関係を築き、コミュニティの場となっています。
- 公園や広場などは、イベントを行うなど、多くの人々が集まる楽しい空間となり、人々の交流に役立ちます。
- 地域の特徴ある緑は、特徴をアピールするとともに、市内外からの人の流れが生まれ、にぎわいを創出するなど、観光振興の面で交流人口の拡大に役立ちます。

グリーンインフラの推進による 我孫子らしい豊かな緑の暮らしの創造

緑の多様な機能を積極的に活かし、
社会的な課題の解決や
持続可能な地域づくりに役立てながら、
地域の暮らしをより豊かにしていく。

【Quality of Life】…

「生活の質」や「人生の質」を指す。頭文字をとって QOL と呼ばれる。

第 2 章

これまでの取り組みと課題

1.これまでの取り組みの状況

(1)公園・緑地の整備

①都市公園の整備・管理

都市公園は、222箇所、150.69ha が整備されています。都市公園の面積水準は、11.5 m²/人で、全国平均(10.7 m²/人 令和2年度)を上回り、千葉県平均(7.05 m²/人 令和元年度)を大きく上回っています。

都市公園の整備量は、平成10(1998)年度時点で171箇所、82.11haであったことから、23年間で、51箇所、面積として約68ha増加しました。増加した面積の大半は利根川ゆうゆう公園の整備によるもので、平成21(2009)年度以降は微増にとどまっています。

また、住宅地開発に伴って整備された0.1ha未満の小規模な都市公園が多くあるほか、整備から30年が経過した公園が約7割を占めており、老朽化した施設の修繕などが必要となっています。

このほかに、平成27年度から2年間、手賀沼遊歩道や公園などに桜の植樹費用の寄付を募集する「さくらプロジェクト」を実施し、約230本を植栽しました。

さらに新たな試みとして、都市公園法の改正に伴い創設された公募設置許可制度(Park-PFI)を活用したオープンカフェが令和4(2022)年に手賀沼公園に整備されました。また、令和2(2020)年度に新型コロナウイルスの感染拡大によって営業の影響を受けている飲食店に販売機会を提供するために、社会実験としてキッチンカーの出店を実施しました。このような取り組みは、公園の利用促進や新たな公園の魅力づくりに相乗効果をもたらしています。

■都市公園の整備状況

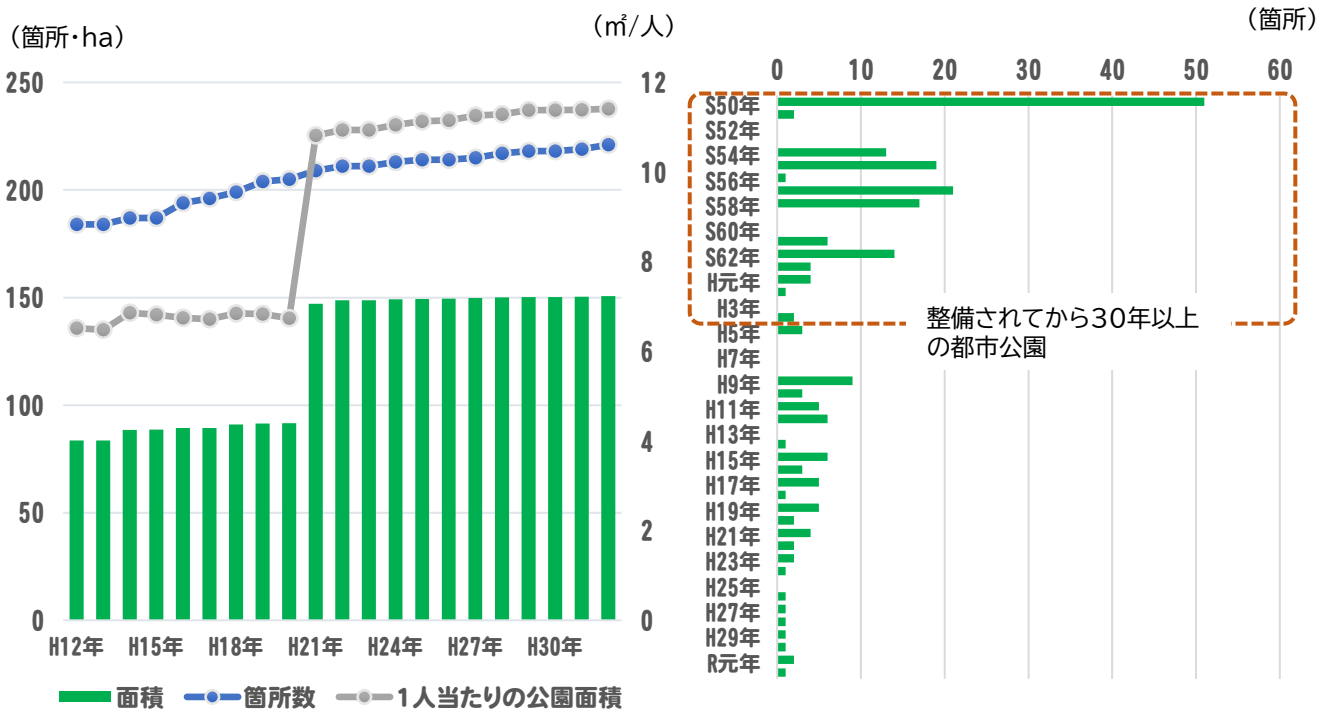
種 別	箇所数	面積(ha)	主な公園名	
住区基幹公園	街区公園	177	18.91	つくし野4号公園、我孫子古墳公園、天王台南公園、柴崎台東公園、西屋敷公園、湖北台7号公園、新木薬師台公園、平和台1号公園、余間戸公園など
	近隣公園	8	12.23	柴崎台中央公園、天王台西公園、湖北台4号公園、宮ノ森公園、中峠亀田谷公園、布佐南公園、南新木沖田公園、高野山桃山公園
	地区公園	3	14.20	手賀沼公園、湖北台中央公園、气象台記念公園
特殊公園	風致公園	2	5.90	五本松公園、古利根公園
都市緑地		31	94.00	利根川ゆうゆう公園、根戸船戸緑地など
緑道		1	5.45	手賀沼遊歩道
合 計		222	150.69	

(R3年度未現在)

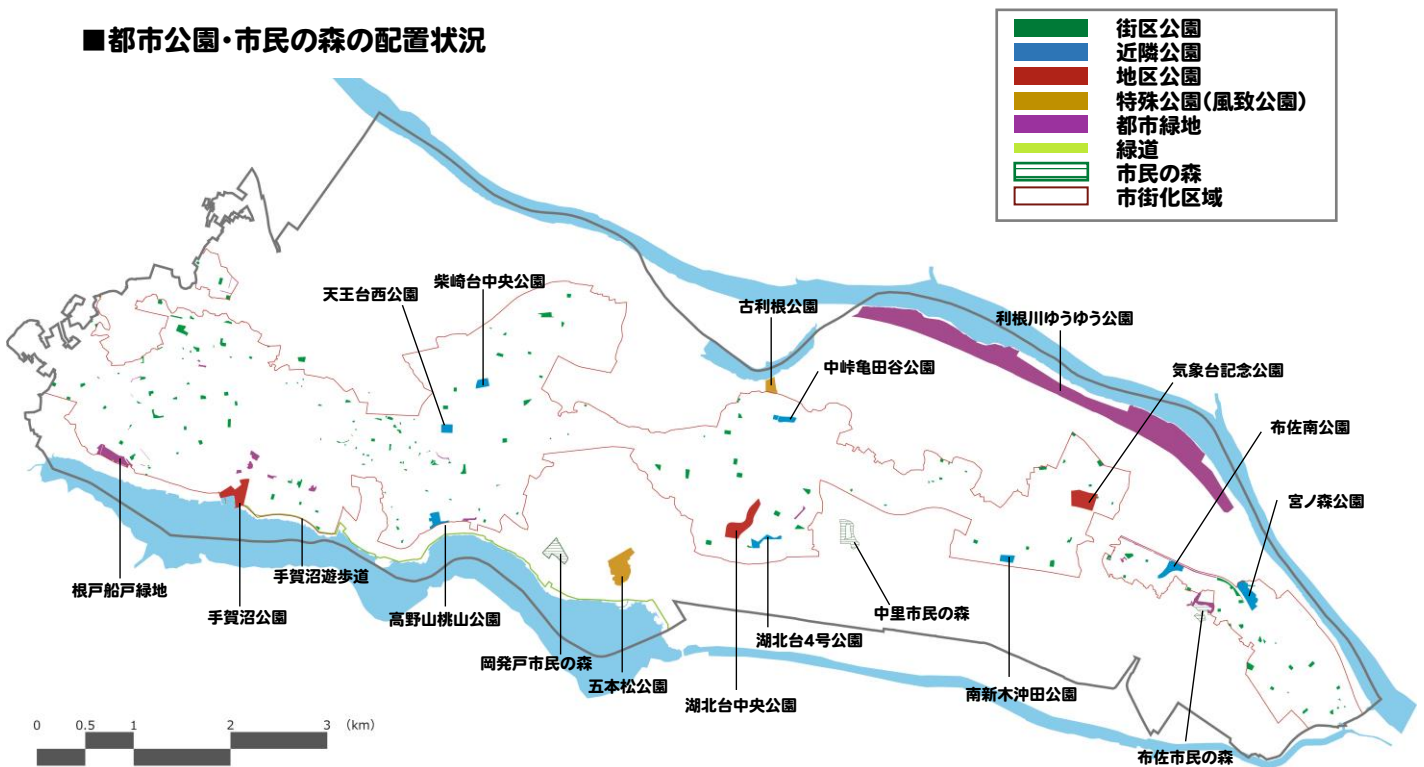
②その他の緑地の整備

都市公園以外の公園・緑地としては、市民の森を3箇所設置しているほか、子どもの遊び場、運動場・運動広場などがあり、市民のレクリエーションや憩いの場として利用されています。

■都市公園の整備の推移



■都市公園・市民の森の配置状況

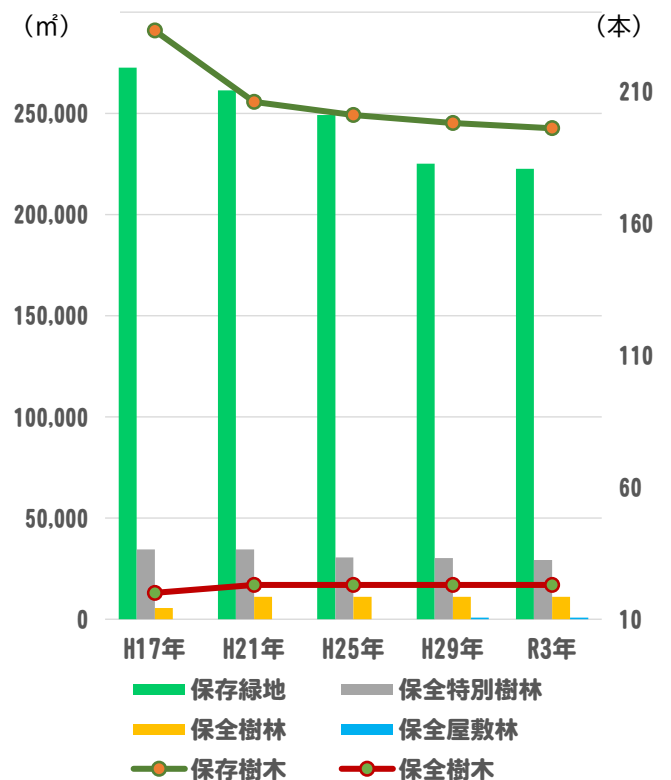


(2) 樹林地・樹木の保全

樹林地を保全するために、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」、条例に基づく「保存緑地」「保全特別樹林」「保全樹林」「保全屋敷林」を指定しています。しかし相続や開発などによる指定解除もあり、指定面積は年々減少しています。

また樹木を保全するために、「保存樹木」「保全樹木」「景観重要樹木」を指定していますが、腐朽などにより減少傾向にあります。

■条例に基づく指定緑地等の推移



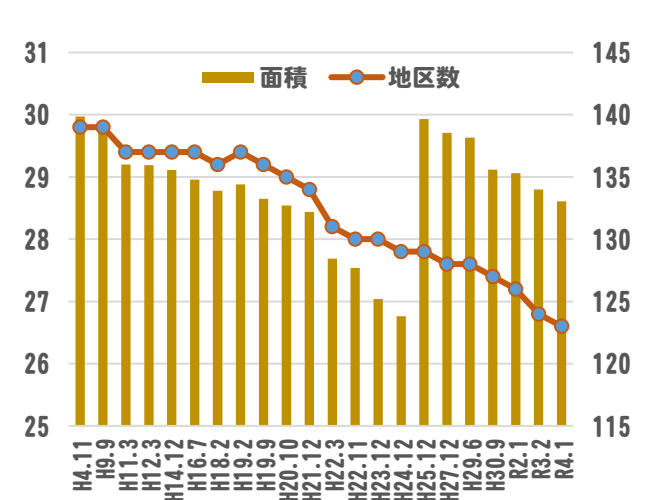
(3) 農地の保全

農地を保全するために、手賀沼・手賀川沿い、利根川沿いに農業振興地域内に農用区域が広く定められています。

市街化区域内の農地を保全するために、生産緑地地区が123地区、28.61ha(令和4年1月)を指定しています。

生産緑地は、当初(平成4(1992)年)は、139地区、約30haを指定しましたが、相続などで面積、地区数とも徐々に減少していますが、平成25年に追加指定も行っています。

■生産緑地地区の面積・地区数の推移



(4) 緑化の推進

緑豊かなまちなみの形成を図るために、都市緑地法に基づく「緑地協定」が、6地区において締結されています。

■緑地協定区域

協定名	協定面積
エールの丘緑地協定	2.31 ha
シティア緑地協定	4.13 ha
コスモアベニュー我孫子けやきの丘	1.19 ha
我孫子市布佐平和台緑地協定	27.02 ha
グラン・レジデンス	3.82 ha
アクア・レジデンス	2.14 ha

(5) 緑の市民活動

① 緑の市民活動の状況

● みどりのボランティア

本市における市民の緑の活動として、平成 11 (1999)年から、古利根沼とその周辺の保全・活用を図る事業の一環として、ボランティアが組織化されました。

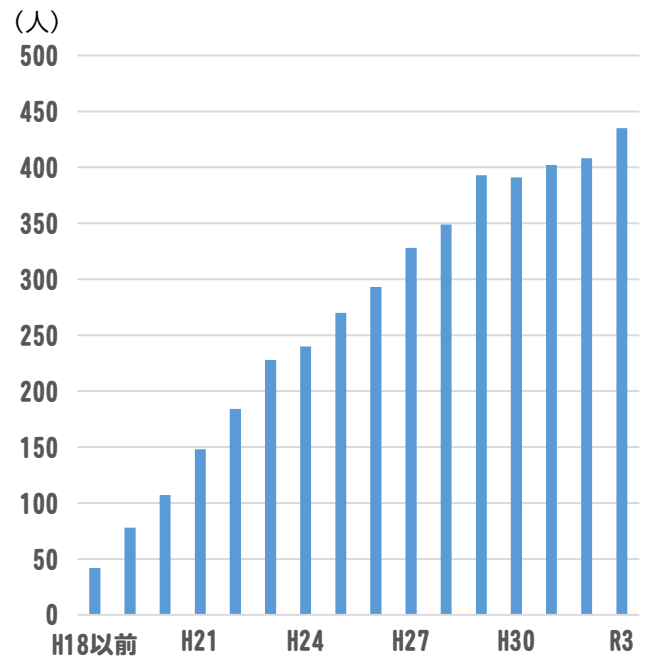
平成 15(2003)年には市民花壇事業が開始され、本格的に市民との協働による緑の活動が始まりました。

平成 19(2007)年には、市内の公園及び緑地におけるボランティア活動や市民花壇、地区緑化活動を「我孫子市みどりのボランティア」として総称して位置づけました。

現在、みどりのボランティアとして、435 人が活動しています。

みどりのボランティアの活動は、平成 28・29 年に「みどりの愛護」功労者として、国土交通大臣表彰を9団体が受賞しました。

■ みどりのボランティアの人数の推移



● 市民手づくり公園

平成 12(2000)年度から、身近な公園(街区公園)を市民との協働で、地域のニーズにあった特色のある公園としていく活動を支援する、「市民手づくり公園」事業を開始しました。

現在、9団体(11箇所)が活動しています。

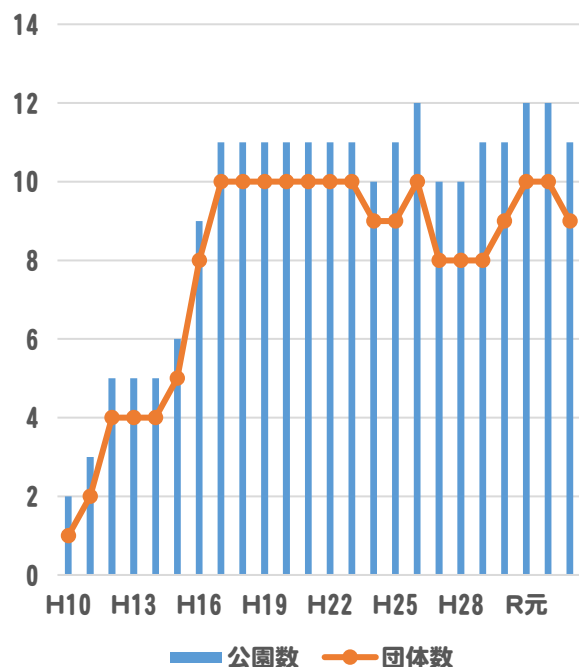
● 里山づくり活動

地域の里山を手入れする里山づくり活動など、緑を守り育てる自主的な活動も少しずつ広がっています。

手入れされた里山は、人々にやすらぎを与えとともに、防犯にも役立っています。

■ 市民手づくり公園の数と団体数の推移

(箇所・団体)



(6)前計画の達成状況

前計画で掲げた緑づくりの目標水準に対する実績から、達成状況をまとめます。

●緑の量に関する目標(公園・緑地や指定緑地の面積など、制度に位置づけられた緑の面積)

- 緑の確保量は、市域の約37%(1600ha)を目標としていましたが、前計画からほとんど増加していません。
- 指定緑地の面積は40ha の確保を目標としていましたが、指定の解除などにより計画当初の面積を下回りました。
- 都市公園の面積は、158ha を目標としていましたが、1.42ha の増加にとどまりました。

	H25年度時の状況	目標(R4)	実績(R4)
緑の確保量	1564ha	1600ha	1565ha
指定緑地の面積	29ha	40ha	26ha
都市公園の面積	149.27ha	158ha	150.69ha

●市民の緑づくりに関する目標

- みどりのボランティアの登録人数は、目標の 400 人に対して 435 人となり、目標を達成しました。
- 市民手づくり公園の数や活動団体数は、25箇所、20団体を目標としていましたが、最終的に 11 箇所、9 団体にとどまっています。

	H25年度時の状況	目標(R4)	実績(R4)
緑の講習会の受講者数	150人	250人	見直し
みどりのボランティアの登録人数	240人	400人	435人
市民手づくり公園の数	11箇所	25箇所	11箇所
市民手づくり公園の活動団体数	9団体	20団体	9団体

●緑の満足度に関する目標

- 「自然環境の保全・活用」「公園・緑地の整備・充実」に対する満足度の目標は、いずれも前計画から大きく後退しました。

	H25年度時の状況	目標(R4)	実績(R2)
自然の保全・活用に対する満足度	53.9%	65%	34.1%*
公園・緑地の整備・充実に対する満足度	48.6%	60%	34.5%*

※…「我孫子市総合計画に関するアンケート調査報告書(R2.4)」による

2.計画の課題

社会情勢の変化やこれまでの緑の取り組みを踏まえ、計画の課題を整理します。

●バラエティに富んだ我孫子の豊かな自然環境を守っていくこと

- 手賀沼、利根川、古利根沼などの水辺や斜面林、農地などの多様な我孫子の緑を、都市の環境を支え、魅力をつくる資源として大切にして、子や孫の世代へと継承していくこと
- 緑の量的な増加は困難な中で、今ある緑を確実に残し、適切に管理していくこと

●安全で安心できる暮らしを支える質の高い緑を確保していくこと

- 地震や水害などの災害や感染症などのリスクに、緑の面から対応すること
- 生きものの生息や生育、環境負荷の低減など、持続可能な環境づくりに貢献すること
- 公園を利用しやすくするよう、機能の再編を含めた適正な配置とともに、老朽化への対応、維持管理の充実を図ること
- 公共事業や民間事業において質の高い緑を身近に確保し、維持すること

●身近な暮らしの中で緑とのかかわりを増やしていくこと

- 我孫子の緑のポテンシャルの高さや豊かさをより実感できるよう、様々な利活用を進めること
- 身近な暮らしに緑の機能を活かしていくこと
- 市民のニーズやライフスタイル、ワークスタイルの多様化に対応し、子育てや教育など、若い世代にも共感できる取り組みを進めること

●緑を介した人と人のつながりを活かし、持続可能な仕組みづくりや取り組みを進めること

- 人口が減少する中でも、健康寿命を延ばし、誰もがいつまでも元気で、楽しく、生きがいのある暮らしを送ることができるようにすること
- 高齢化や担い手不足などが懸念されている中、ボランティアなどの緑の市民活動を継続させ、また意欲のある人が活躍できる環境をつくること
- 市民が自主的に緑を守り育てる活動を育成していくこと
- 活動する複数の団体が、互いに協力し合える新たな仕組みをつくること
- 事業者や団体、学校などの様々な組織との連携を図っていくこと
- 公園などの施設の老朽化への対応や維持管理費の確保が困難な厳しい財政状況のもと、効率的なまちづくりを進めるとともに、人的な資源を活かしていくこと

●我孫子の緑の魅力をさらに知ってもらうこと

- 緑の役割や機能を普及し、緑の機能を活かしたまちづくり(グリーンインフラ)の推進を図ること
- 我孫子の魅力や緑のある暮らしを内外に発信し、我孫子への愛着を醸成し、市民の定住と市外の人々の移住促進に結びつけていくこと

第 3 章

計画の目標と基本方針

1. 計画の目標

(1) 目指す緑の姿

緑の
将来像

未来につなぐ 心やすらぐ水辺のまち

我孫子市第四次総合計画で掲げられている将来都市像「未来につなぐ 心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子」を緑の将来像とし、特徴ある緑と人と人のつながりを活かし、魅力あふれる住みよいまち・我孫子を、私たちの世代から、子や孫の世代にまでつないでいきます。

里山づくり活動

里山づくり団体は地域の森を整備し、近隣の住民も喜んで利用しています。

活動のネットワーク

緑の市民活動団体同士は、情報交換や交流が行われ、助け合って活動しています。

豊かな緑の活動

(コミュニティ)

みどりのボランティア

各世代のみどりのボランティアとして元気に活躍しています。

市民手づくり公園

住民が管理運営する公園では、花壇づくりや維持管理に工夫を凝らし、また独自の利用のルールづくりにも取り組んでいます。

魅力ある公園

身近な公園は地域にバランス良く配置され、維持管理されています。また民間事業者によるカフェやキッチンカーがにぎわいを創出している公園もあります。

緑のまちなみ

季節を感じさせる、質の高い多様な緑が創出されたまちなみが形成されています。

生きものの生息・生育

都心では見られない野鳥も多く、生きものの環境が豊かです。

我孫子らしい緑の景観

手賀沼沿いや利根川沿いの斜面林は大切に守られ、緑のふちどりをつくっています。

手賀沼沿いの道

手賀沼遊歩道・公園坂通り・ハケの道などがつながり、四季折々の豊かな景色など魅力にあふれています。



近所で花の愛好家が、花壇づくりやガーデニングを楽しんでいます。

花のある暮らし

花や緑が豊かな住宅地では、庭を手入れしている人と散歩している人との会話も弾んでいます。

素敵なお庭が一般に公開され、庭主と訪れる人の新たな交流が生まれています。



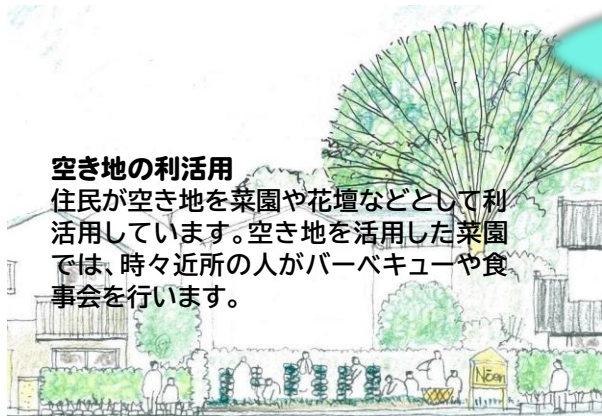
我・孫・子

豊かな緑の暮らし

(ウェル・ビーイング) →P75

空き地の利活用

住民が空き地を菜園や花壇などとして利活用しています。空き地を活用した菜園では、時々近所の人々がバーベキューや食事会を行います。



緑による健康づくり・レクリエーション

手賀沼でのカヌー、サップ、緑の中のデイキャンプ、ヨガやジョギング、サイクリングなど、緑の中で体を動かすことのできる環境や機会がたくさんあります。



学びの場

里山づくり活動団体が整備した森では、子どもたちは、森での遊び方を学びます。

子どもたちは土にふれながら、農産物がどのようにつくられているか、学んでいます。

外遊びの場

子どもたちは、公園や原っぱ、里山づくり活動団体が活動している森などで元気に遊んでいます。



歴史と文化

手賀沼に魅せられた文人たちの足跡を緑とともにたどることができます。

緑による安全なまち

公園や緑地には、災害時にも役立つ施設や設備が整っています。



豊かな緑の基盤

(グリーンインフラ) →P75

イベント

公園などのオープンスペースを活用したイベントが、毎週のように行われています。

農地

市街地を取り巻く広大な水田では稲作が、台地上の畑では新鮮な野菜がつけられ、農のあるまちづくりが進められています。

水循環

雨水は地中に浸透し、土壌に貯えられ地下水をかん養し、湧き水や池沼に流れ込み、大気中に蒸発して、再び降雨となる水循環が形成され、まちを守っています。



(2)計画の目標と目標水準

緑の将来像「未来につなぐ 心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子」を実現するために、緑の基盤・緑の活動・緑の暮らしの3つのそれぞれの側面から豊かなまちを目指します。

未来につなぐ
心やすらぐ水辺のまち
我・孫・子

目標

●豊かな緑の基盤が息づくまち

手賀沼を始め、古利根沼・利根川・斜面林・農地・公園などの特色ある緑が骨格・基盤を形成し、それらの緑をグリーンインフラとして、環境、レクリエーション、防災・減災、景観形成のほか、多様な利用の基盤となる緑として守り、子や孫の次代へとつなぎ継承されていくまちを目指します。

●緑でつながる市民の活動が豊かなまち

みどりのボランティアや自主的な活動など、緑を守り、育てる活動を強化するとともに、団体間の連携(ネットワーク)の形成や、大学・事業者なども加わった、バリエーションが豊かな活動が繰り広げられているまちを目指します。

●緑がつくる豊かな暮らしのあるまち

我孫子の特色ある緑の資源を利活用して、市民一人ひとりが緑のある豊かな暮らしを創造し、ウェル・ビーイング(well-being)を感じることのできる、住みよいまち我孫子を目指します。

【well-being】…

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

具体的な目標水準

我孫子の重要な緑など、引き続き 1600ha の確保を目指します。

	現況 R4(2022)	中間年次 R17(2035)	目標年次 R24(2042)
緑の確保量	1565ha	1600ha[※]	1600ha
指定緑地の面積	26ha	35ha	40ha
公園・緑地の面積	150ha	150ha[※]	152ha

- 緑の確保量の対象は、都市公園、市民の森、特別緑地保全地区、保存緑地、保全特別樹林、保全樹林、農用地区域、生産緑地地区、県立自然公園特別地域、子どもの遊び場、運動場・運動広場、学校グラウンドなどです。
- 指定緑地の面積の対象は、保存緑地、保全特別樹林、保全樹林です。

みどりのボランティアの活動や自主的な活動など、市民の緑の活動を充実させます。

	現況 R4(2022)	中間年次 R17(2035)	目標年次 R24(2042)
みどりのボランティアの登録人数	435人	550人[※]	600人
市民手づくり公園の数	11箇所	20箇所[※]	25箇所
市民手づくり公園の活動団体数	9団体	18団体[※]	22団体
市民が管理・運営する樹林地の数	7箇所	9箇所	10箇所

- みどりのボランティアは、「我孫子市みどりのボランティアの設置及び活動に関する要綱」に基づき登録されているボランティアです。

我孫子の自然や公園・緑地に対する市民の満足度を高めます。

	現況 R2(2020)	中間年次 R17(2035)	目標年次 R24(2042)
自然の保全・活用に対する満足度	34.1%	48%[※]	60%
公園・緑地の整備・充実に対する満足度	34.5%	50%[※]	60%

- 満足度は、「市民アンケート調査報告書」において「満足」「やや満足」と回答した回答者の割合です。

※・・・我孫子市第四次総合計画に掲げられている令和17年度の目標値

(3) 緑の配置方針

我孫子の特徴ある緑の構造や緑の機能を、より強化し活かしていくよう、緑の配置方針を位置づけます。

なお、市全域において緑を保全・創出していくために、市全域を緑化重点地区に位置づけます。



農の緑ゾーン

我孫子の自然の基盤となっているまとまりのある農地の保全・活用



水辺の緑ゾーン

手賀沼・利根川・古利根沼の水辺の緑の保全・活用

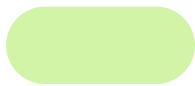


市街地の緑ゾーン

市街地の緑の保全・創出・活用

■ 緑の配置方針図





骨格の緑

斜面林などの緑の保全や創出による骨格づくり



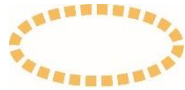
斜面林

斜面林の保全



手賀沼沿いネットワーク

遊歩道などによる歩行者ネットワークの軸づくり



緑の交流拠点

農地、斜面林、水辺などの緑を保全・活用した、自然を感じ、親しみ、学べる多くの人が訪れる拠点づくり



核となる主な公園・緑地

核となる公園・緑地・スポーツ施設などのオープンスペースの整備・管理



里山づくり活動の主な拠点

市民が主体となった里山づくり活動の推進



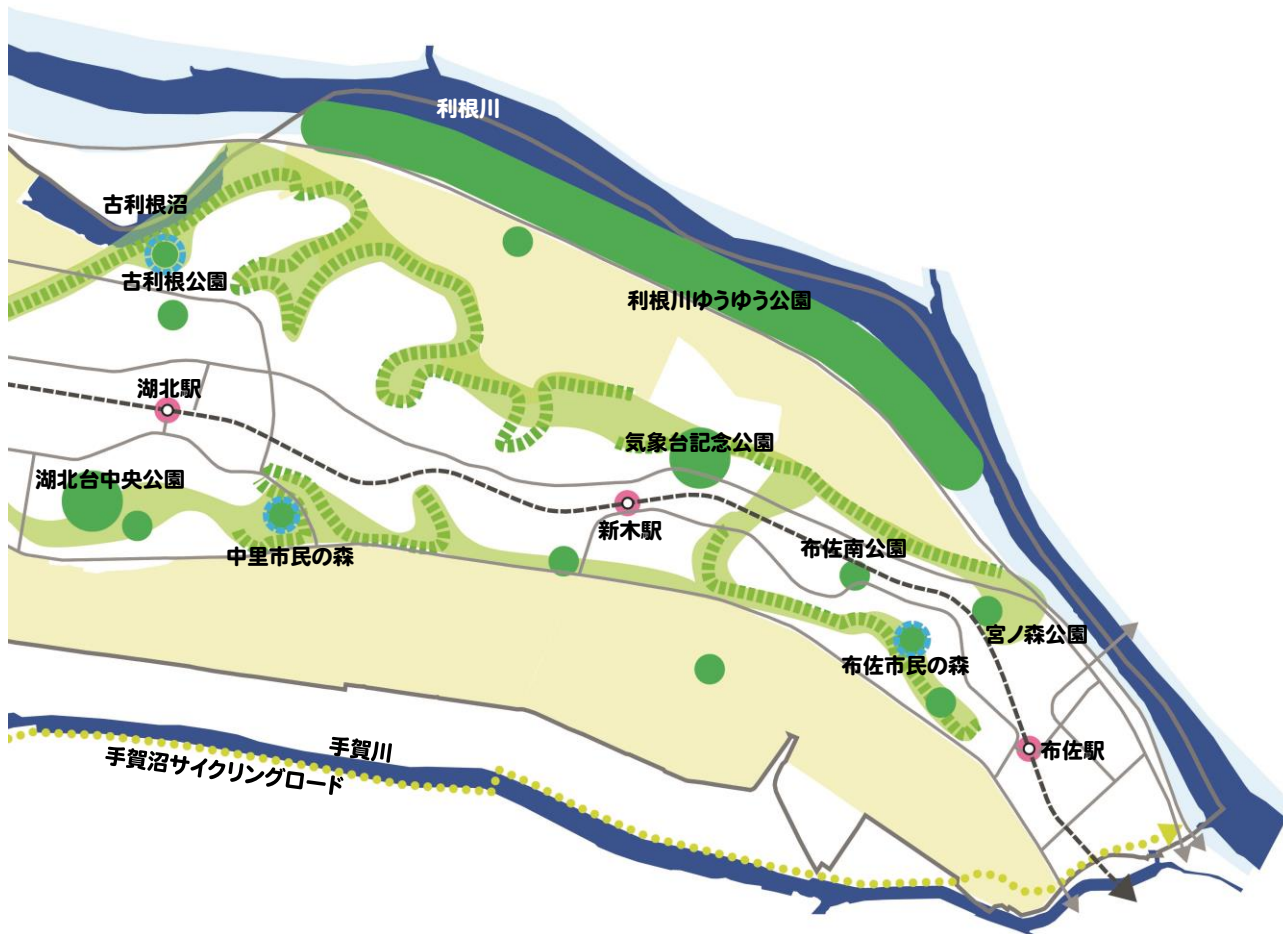
緑と花の駅

各駅のロータリーにおけるまちの玄関にふさわしい花と緑の創出



都市計画道路等

(未整備区間を含む)



2.計画の基本方針

計画の目標を実現するために、取り組みの柱となる基本方針を定めます。

基本方針に基づく取り組みは、我孫子市など行政だけでなく、市民や事業者が連携・協働しながら進めるものとします。

関連するSDGs

基本方針 1 我孫子らしい緑を保全・活用する

本市の手賀沼、利根川、古利根沼などの水辺や、水田、斜面林をはじめとする樹林地、社寺林などの歴史や文化にゆかりのある緑は、私たちの暮らしや生きものの生息を支える重要な緑の資源であり、基盤となっています。

このような我孫子らしい貴重な緑を大切に守るために、樹林地の保全制度の適用などによって保全を図り、次代へと引き継いでいくものとします。

また、市民が主体となった里山づくり活動を積極的に支援していきます。



基本方針 2 核となる緑を整備・活用する

公園や緑地は、人々が集い、交流を生み出し、私たちの暮らしを豊かで快適にしてくれます。このような公園や緑地をバランスよく配置し、維持管理を進めます。

さらに、市民や民間事業者、各種団体などとの協働によって、魅力のある公園づくりを積極的に推進します。



基本方針 3 多様な緑が輝くまちなみを創出する

まちなみの緑など、暮らしに身近な緑は、彩りやうるおいを与えるだけでなく、生活環境を維持する役割を果たしています。このような緑を公共空間や民有地において積極的に創出し、また地域の自然環境の保全・回復を目指した多様な緑として育てていくものとします。

また、市民が主体となった花いっぱいのもちづくりを積極的に推進します。



基本方針 4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

緑のまちづくりを進めるためには、市だけでなく、市民と事業者との取り組みが不可欠です。市民が緑のある暮らしを楽しむことができるプログラムづくりなどを充実させていきます。

さらに、これまで進められてきた協働の取り組みをさらに広げていこう、市民や事業者を含めて、緑への思いを育て、緑を介した交流を広げるなど、市民が緑づくりを推進していくための仕組みづくりに努めます。





推進体制(→P71)

市民

市民・グループ・活動団体

- ・個人・近所・愛好家
- ・みどりのボランティア
- ・NPO法人

土地所有者

事業者・学校

事業者

学校・大学

行政

我孫子市

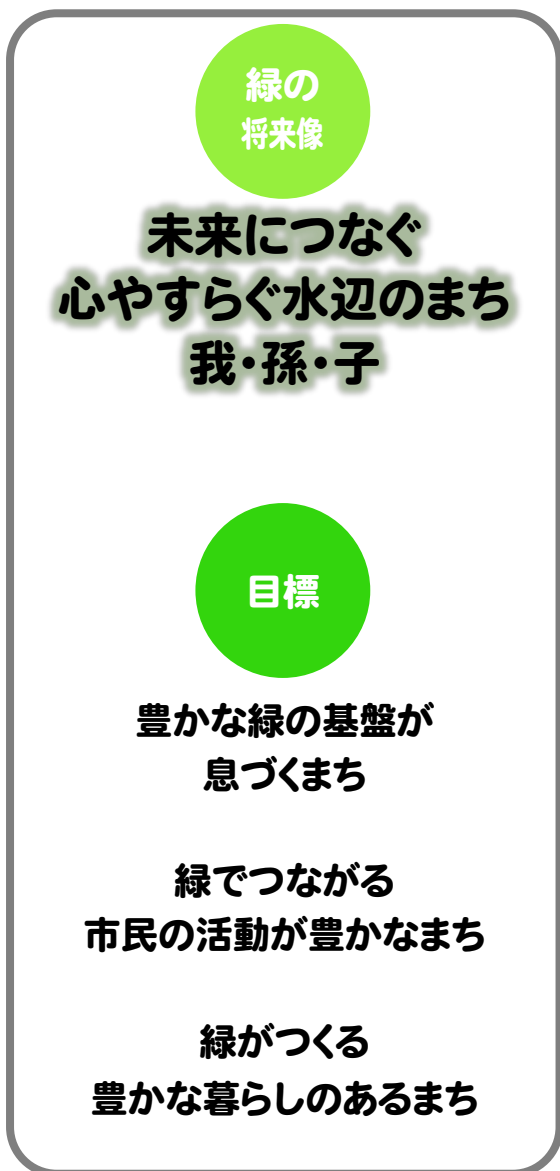
国・千葉県・
周辺自治体など

第 4 章

緑の推進施策

1. 基本方針に基づく緑の推進施策

■緑の推進施策の体系



基本方針

1

我孫子らしい緑を
保全・活用する

基本方針

2

核となる緑を
整備・活用する

基本方針

3

多様な緑が輝く
まちなみを創出する

基本方針

4

緑を楽しむ意識づくりと
活動支援を進める

■…重点的取り組み **重点**

特に重点的に推進する個別の取り組みを重点的取り組みと位置づけます。

施策	個別の取り組み	《ページ》
(1)手賀沼沿いの緑の保全・活用	①手賀沼沿い斜面林の保全	29
	②手賀沼周辺の緑の保全・活用	31
	③緑の交流拠点の整備	32
	④手賀沼一帯の緑を活かしたネットワークの形成■	33
(2)樹林地の保全・活用	①樹林地の担保性の向上■	35
	②公開型緑地としての活用	37
	③古利根沼周辺の水辺と緑の保全・活用	38
(3)農地の保全・活用	①農業振興地域内農地の保全	39
	②都市農地の保全・活用	39
	③農あるまちづくりの推進	40
(4)市民による里山づくり活動の推進	①里山づくり活動の推進■	41
	②谷津ミュージアム構想の推進	42
(1)公園の適正な配置と維持管理	①公園の適正な配置■	43
	②安全・安心で、快適に利用できる公園づくり	45
(2)地域のニーズに応える魅力ある公園づくり	①市民に親しまれる公園づくり■	47
	②地域や隣接する施設と連携した公園づくり	48
(3)市民が主体となった公園づくり	①市民手づくり公園の推進■	50
(4)身近なオープンスペースの確保・活用	①新たなオープンスペースの確保・活用	51
	②民間施設緑地の活用	51
(1)民有地の緑の整備・管理	①制度を活用した緑の創出	52
	②大規模な施設における緑の整備・管理	52
(2)市民による花いっぱいのみちづくりの推進	①地域の花壇づくりの推進■	53
	②近隣で進める花と緑のみちなみづくり	54
(3)道路の緑の整備・管理	①街路樹の整備・管理	55
	②アダプト・プログラムの推進	55
	③自転車道の整備・活用	55
(4)公共施設の緑の整備・管理	①学校の緑の整備・管理	56
	②公共施設の緑の整備・管理	56
(1)緑を楽しむ暮らしの普及	①緑に関する意識を高める機会の創出	57
	②緑を楽しむ暮らしのプロモーション■	58
(2)緑を利活用したプログラムづくり	①緑とふれあい、体験する機会や場の創出■	59
	②緑を学ぶプログラムづくり	60
(3)緑づくりの担い手の育成と支援	①緑を楽しむ仲間づくり	62
	②緑の市民活動団体と活動支援の充実■	62
	③地域とのつながりや団体間の連携の仕組みづくり■	63
(4)緑づくりを支える取り組みの拡充	①緑づくりの支援	65
	②緑に関する調査・研究	65
	③表彰制度の活用・創設	66
	④学校・企業との連携の強化	66

基本方針 1 我孫子らしい緑を保全・活用する

(1) 手賀沼沿いの緑の保全・活用

手賀沼と一体となった斜面林や農地などの緑は、我孫子市の大きな特徴です。この緑を子や孫の世代へ引き継ぐため、保全制度などを活用し、適切に保全していくとともに、手賀沼と緑に親しめる場としての活用を図ります。

また、手賀沼遊歩道を軸として、手賀沼沿いの斜面林や農地、水辺空間や緑を活かしたネットワークの充実を図ります。

① 手賀沼沿い斜面林の保全

手賀沼沿いに連なる斜面林は、手賀沼と一体となって本市の特徴的な景観を形成しているだけでなく、生きものの生息地・生育地となっていることから、重要な緑の資源として保全に努めます。

- 手賀沼沿いの斜面林を保全するため、「特別緑地保全地区」の指定、都市公園の整備、条例に基づく「保存緑地」の指定など、様々な手法を活用し保全していきます。
- 手賀沼沿い斜面林保全条例に基づき、対象樹林地を「保全特別樹林」「保全樹林」などの指定契約の締結に努めていきます。
- 土地所有者に対する支援に努めます。



根戸新田の斜面林



手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく保全制度の概要

制度	概要
保全特別樹林	<ul style="list-style-type: none"> 300㎡以上の一団の樹林で、重点的に保全する斜面林を指定する制度。 所有者は市と10年間の保全契約を結び、相続の発生等により指定の継続が困難となった場合は、その斜面林の買い取りを申し出ることができる。 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
保全樹林	<ul style="list-style-type: none"> 300㎡以上の一団の樹林で、保全が必要な斜面林を指定する制度。 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
保全屋敷林	<ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上の一団の樹林で、山裾住宅の背景を創る斜面林を指定する制度。 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
手賀沼沿い 保全樹木	<ul style="list-style-type: none"> 手賀沼沿いの自然環境にとって重要な宅地内樹木を指定する制度。 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。



高野山新田の斜面林



岡発戸新田の斜面林



②手賀沼周辺の緑の保全・活用

手賀沼沿いの農地とともに、歴史的・文化的遺産と一体となった緑を引き続き積極的に保全・活用していきます。

●手賀沼沿い農地の保全・活用

- 手賀沼沿いの根戸新田地区、高野山新田、岡発戸新田地区の農地について、農地の改良とともに農業者の農地活用への支援を行い、手賀沼や斜面林等と一体となった豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然と農業を観光資源としての活用を図ります。
- 「我孫子市手賀沼沿い農地活用計画」に基づくプロジェクトなどを推進し、保全・活用を図ります。
- 観光農園の支援や直売所の活用、景観作物の栽培を進めます。



高野山新田

●手賀沼周辺の歴史・文化にゆかりのある緑の保全・活用

- 手賀沼のほとりに立地する史跡や文化的ポイントをつなぎ、歴史と自然にふれあうことのできるエリアとして整備し、歴史的・文化的遺産と一体となった斜面林などの緑の保全・活用を図ります。
- 杉村楚人冠記念館や旧村川別荘などの文化財施設の利用者と、周辺の緑を楽しむ市民がともに集い、人の営みと緑とのかかわりを体感できるよう展示などの工夫を図ります。



旧村川別荘



嘉納治五郎別荘跡(天神山緑地)

③緑の交流拠点の整備

手賀沼の水辺環境や周辺の緑を活かし、市民をはじめ多くの人を訪れ、交流人口の拡大に資するにぎわいのある場の創出を図ります。

●手賀沼公園周辺

- 手賀沼公園では、オープンカフェ、キッチンカーなどを活用し、にぎわいの拠点の形成を図ります。
- 地区計画や手賀沼観光施設誘導方針に基づき、周辺の緑に配慮した適切な施設計画の誘導を図ります。



手賀沼公園とオープンカフェ

●手賀沼親水広場周辺

- 手賀沼親水広場周辺では、「我孫子市高野山新田地区 土地利用構想」に基づき、手賀沼の水辺、農地、親水広場、遊歩道を活かしたにぎわいづくりの創出を進めます。
- 高野山新田地区においては、景観作物の栽培や観光農園など、手賀沼の水辺環境や景観を活かした交流拠点の創出を図ります。
- 地元農産物を地域内で消費する地産地消を推進するとともに、農業拠点施設を中心に交流人口の拡大と消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の供給や食育推進を図ります。



高野山新田

④手賀沼一带の緑を活かしたネットワークの形成

重点

手賀沼周辺において、歩行者が散策を楽しむことができるよう、手賀沼遊歩道、手賀沼ふれあいライン(都市計画道路根戸新田・布佐下線)、ハケの道や公園坂通りなどの道と緑を活かしたネットワークづくりを進めます。

■緑を活かしたネットワークのイメージ



●手賀沼遊歩道の再整備

- 手賀沼公園から手賀沼フィッシングセンター付近まで整備されている手賀沼遊歩道は、「手賀沼遊歩道維持管理計画」に基づき、桜並木などの適正な維持管理を中心として、公共サインの整備、舗装の修繕、トイレの改修、護岸の整備などを進め、快適性の向上を図ります。



手賀沼遊歩道

●手賀沼沿いの道づくり

- 手賀沼公園から北柏ふるさと公園(柏市)までのルートについては、手賀沼ふれあいラインの歩道部分の活用も含めた回遊性を確保し、手賀沼を一周できるよう県や近隣市などと協議・検討を進めます。

●公園坂通りの整備

- 我孫子駅と手賀沼公園を結ぶ公園坂通りでは、市のシンボルロードとして、歩行者にやさしい道路空間の実現と沿道のにぎわいのあるまちづくりの誘導を図り、「歩きたくなるみち」づくりを進めます。
- 沿道の民有地の緑の保全や創出の誘導を検討していきます。

●ハケの道などの活用

- ハケの道の魅力化を図ります。
- 湧水を守り活かしたスポットの整備・管理に努めます。



ハケの道と湧水スポット(寿)



ハケの道につながる天神坂

(2) 樹林地の保全・活用

樹林地は、緑の中でも存在感があり、野鳥をはじめとする生きものの生息・生育空間としても重要な役割を果たしており、市街地の空気を浄化する機能を有するなど、緑の役割は大きいものがあります。

本市の樹林地は多くが斜面林ですが、昔ながらの寺社の林、街道沿いの屋敷林なども残り、まちにうるおいを与えています。しかし、市域に占める山林の割合は4%(H28年度 都市計画基礎調査)に過ぎず、面積としては決して多くはありません。しかも所有者の事情により、少しずつ減少しています。

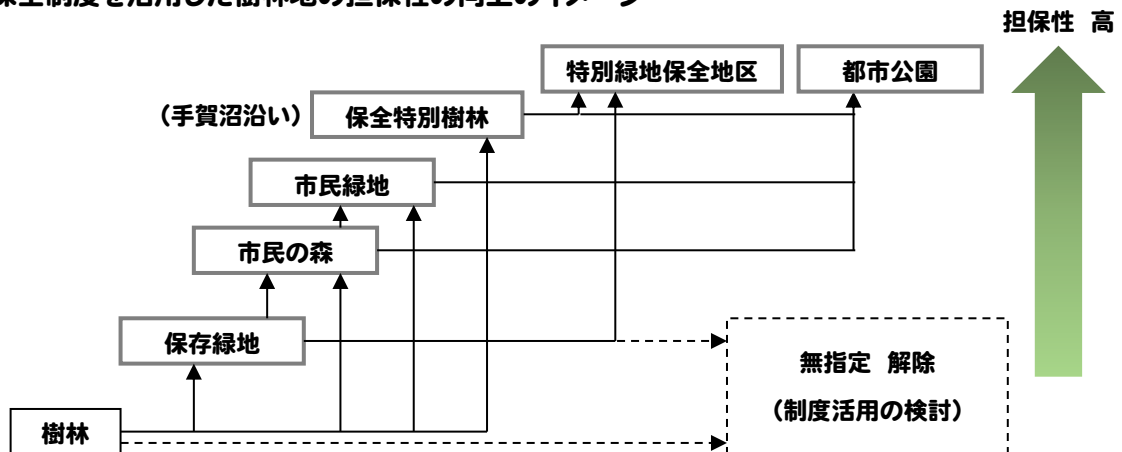
このような樹林地について、引き続き保全制度を活用した施策の展開や適切な管理に基づいた保全を図ります。

① 樹林地の担保性の向上

重点

法律や条例に基づく樹林地の保全制度を活用するとともに、適切な維持管理を進めます。

■ 保全制度を活用した樹林地の担保性の向上のイメージ



● 特別緑地保全地区の指定・管理

- 無秩序な市街化を防止するための緑地、風致景觀に優れている緑地、動植物の生息地として適切に保全する必要がある緑地や雨水貯留浸透などの機能が期待できるグリーンインフラとして重要な緑地について、特別緑地保全地区としての指定を検討します。
- 現在指定されている船戸特別緑地保全地区では、コナラ、クヌギ、シラカシなどの地域固有種を基本とした適切な維持管理を行い、保全・再生に努めていきます。



船戸特別緑地保全地区(根戸船戸緑地)

●保存緑地などの指定

- 市内に残る屋敷林や社寺林など、500㎡以上のまとまった良好な樹林地について、緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく「保存緑地」として指定し、保全を図ります。
- 景観形成上重要な役割を果たしている樹木などは、「保存樹木」や「景観重要樹木」の指定に努めます。



保存緑地(石尊宮)



景観重要樹木:三樹荘の樹木(緑)

●保全緑地の管理

- 市が所有する樹林地、池沼、草地である緑地等は、「保全緑地」として適切に維持管理します。



保全緑地(船戸2丁目緑地)

●樹林地・樹木の維持管理の支援

- 保存緑地や保存樹木などの緑が地域に親しまれ、所有者が維持し続けることができるよう支援します。
- 樹林地の管理に関する技術的な支援を検討します。

②公開型緑地としての活用

担保した樹林地については、公開型の緑地として市民が緑に親しめるよう、利活用に努めます。

●市民の森の管理

- 保存緑地などにおいて自然環境の保全及び市民の憩いの場として必要な区域を、土地所有者の理解と協力によって設置している市民の森について、今後も引き続き公開に努めます。
- 岡発戸市民の森、中里市民の森ではボランティアの協力によって維持管理されていますが、布佐市民の森においてもボランティアによる維持管理を行うことができるよう調整を図ります。
- 必要に応じて都市公園としての整備や新たな市民の森の設置に努めていきます。



岡発戸市民の森



布佐市民の森

●市民緑地の設置

- 20年以上の長期にわたる公開が可能な300㎡以上の樹林地などについては、都市緑地法に基づく「市民緑地」制度の活用を検討します。

●保存緑地・保全緑地の活用

- 保存緑地は、土地所有者の理解と協力が得られたところについては公開を推進します。
- 保全緑地のうち、市民の利用に適した緑地は、散策や自然観察などに活用できるよう整備に努めていきます。



市民開放型保存緑地(根戸)

●民有樹林地の活用

- 屋敷林などの樹木や樹林地は、代々の所有者の努力によって維持されてきたものです。このような地域の緑を守っていくためには所有者だけでなく、地域の人々の理解と協力も必要です。
- このため、所有者の意向や樹木・樹林地の重要性・役割を理解する機会として、環境学習の場としての活用などを検討します。

③古利根沼周辺の水辺と緑の保全・活用

- 市民公募債を活用して公有地化した貴重な水辺空間である古利根沼と周辺の樹林地について、「古利根沼周辺保全基本計画」に基づき、水面・水辺・斜面林の一体的な保全・再生と活用を図り、本市に残された貴重な自然環境の資産を、人と共存する空間として創出し、次代に残していくことを目指します。
- 水辺空間の整備に努めるほか、古利根公園の拡張を検討します。

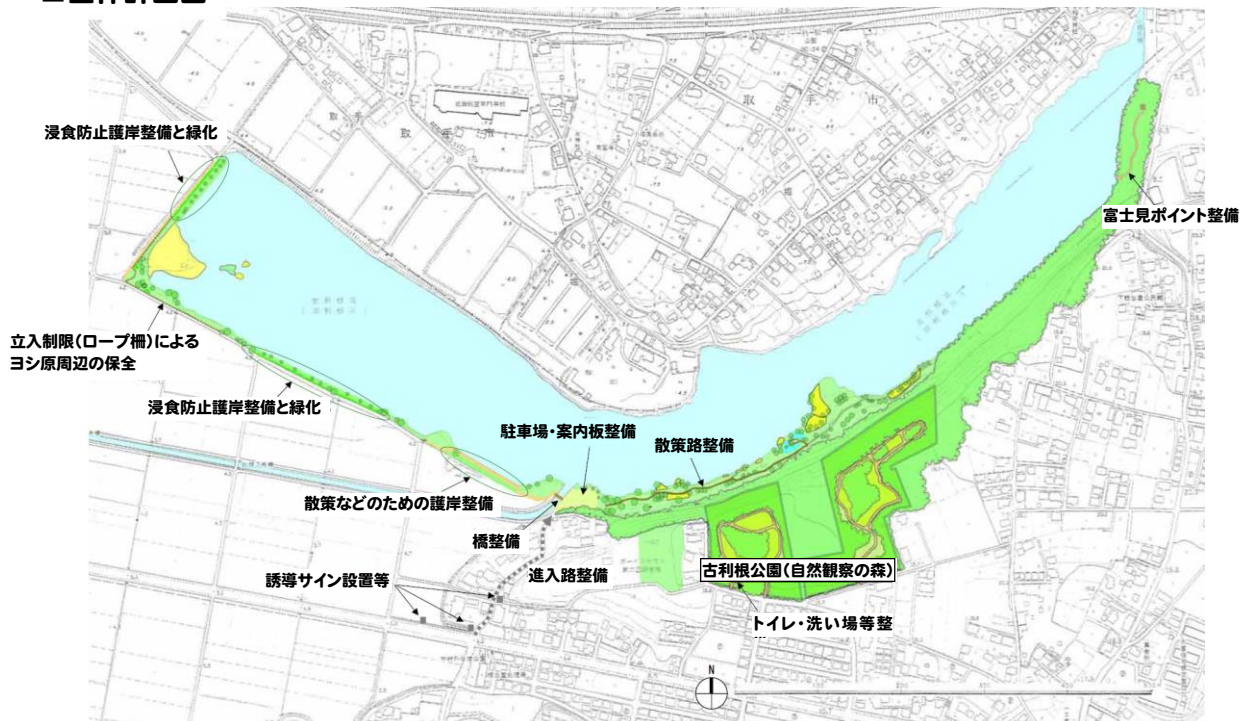


古利根公園 自然観察の森



古利根沼

■全体計画図



※「古利根沼^{ふるともねま}周辺保全基本計画」(平成 17 年)より

(3)農地の保全・活用

農地は、新鮮な農産物の供給という都市近郊農業の重要な役割を担うとともに、水源のかん養や洪水の防止、自然環境の保全、また、野鳥をはじめとする生きものの生息・生育空間、ふるさと感じさせる景観の形成や農文化の伝承などの多面的機能を有しています。

本市の農地は、市域の3割以上を占めており、手賀沼・手賀川沿いと利根川沿いに水田などが広がり、台地上には畑が点在しています。

このような農地を「都市にあるべき」緑として積極的な保全を図るとともに、都市住民の農とのふれあいの場としての活用に努めます。

①農業振興地域内農地の保全

- 北新田・古利根沼周辺・利根川周辺・手賀沼干拓地周辺の農業振興地域内の農用地区域では、「農業振興地域整備計画」に基づき、農業政策の推進によって優良な農地の保全を図ります。



農用地区域(北新田)



農用地区域(中里新田)

②都市農地の保全・活用

市街化区域及び周辺の農地を多様な機能を維持するよう保全・活用に努めます。

●生産緑地地区制度の活用

- 市街化区域内の農地は、多様な機能を有するグリーンインフラとして維持することを基本とします。
- 生産緑地地区として指定され30年が経過した農地は、所有者の意向を確認しながら特定生産緑地制度の活用により、保全に努めます。
- 生産緑地地区における営農の継続性や市街地での交流の場づくりを考慮し、生産緑地地区内に農家レストランや農産物直売所などが設置される際は、適切な土地利用を誘導します。
- 公園の不足している地域で、公園用地として適している生産緑地地区の買い取りを検討していきます。



生産緑地地区(高野山)

●都市農地貸借制度の活用

- ・農業従事者による営農が困難な場合などについて、新規就農者を含めた意欲のある農業者や事業者が生産緑地を貸借して営農する制度の活用に努めます。

③農あるまちづくりの推進

市民が土や緑とふれあえる場所として、市民農園の管理・運営をはじめ、農家との連携により、様々な農にふれあえる場としての活用に努めます。

農地の有する、水源のかん養、洪水の防止、避難場所の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成、農文化の伝承などの多面的機能についての市民の理解を深めるよう周知を図っていきます。

本市で進めている安全・安心で新鮮な農産物の「地産地消」を推進するため、農家、消費者・市民、市と農業協同組合が連携・協働して、「豊かで住みよい“農”あるまちづくり」の取り組みを進めます。

●市民農園の管理・運営

- ・日秀新田市民農園を引き続き運営するとともに、利用の促進を図ります。

●農家開設型ふれあい農園の支援

- ・市民と農家の交流を促進するために、農家が開設・運営し、市民が利用できるふれあい農園の普及と支援を進めます。

●農の普及活動の推進

- ・直売所や農家レストランを活用し、我孫子の農業・農地に対する理解を深めていきます。
- ・我孫子の農業や地産地消の取り組みを PR 活動やイベントを通して普及します。

●食育の推進

- ・農家と消費者の交流活動や学校給食への地元農産物の供給を図り、地産地消を推進します。
- ・教育や福祉との連携による学校農園、福祉農園としての活用に努めます。

●援農ボランティア活動の推進

- ・農家の「手伝い」を通して労働力不足を補うとともに、都市住民が農業に参加することができる援農ボランティア活動を進めます。
- ・都市住民が参加しやすい援農ボランティア養成講座の周知に努めます。



援農ボランティア



援農ボランティア養成講座

(4)市民による里山づくり活動の推進

緑を活かした市民の活動として、里山づくり活動が行われています。樹林地は、管理をすることで、生きものの生息や地域の緑の環境改善が図られ、緑の価値が高まりますが、管理がなされていない樹林地も多い状況です。

今後は、土地所有者との調整を図りながら、このような市民の主体的な緑の保全活動をさらに推奨し、また充実させていきます。

①里山づくり活動の支援

重点

保存緑地に指定している一部の樹林地などでは、市民による里山づくり活動が行われています。このような樹林地を活かし、市民が主体となった活動を支援するとともに、新たな活動の掘り起こしを図ります。



寺田の森(我孫子)



妻子原の森(我孫子)

●活動や活動場所確保の支援

- 活動を希望する団体とのマッチング(仲介)や活動場所の担保性の向上に努めます。
- 森林法に基づく「施業実施協定」の維持や締結を支援します。
- 里山づくり活動団体間の交流の促進を図ります。
- 竹等によって樹木が減少しないように、適切な樹木地の維持管理を行うよう啓発していきます。

②谷津ミュージアム事業の推進

岡発戸・都部の谷津は、我孫子に残る谷津の中でも最も大きく、水田、草地、水路、湿地、斜面林など多くの要素が一体となった手賀沼に連なる特徴ある自然環境を形成しており、多様な生きものの生息・生育や移動にとって極めて重要な空間となっています。

また本市のほぼ中央に位置していることから、東西に横たわる馬の背状の台地に深く切り込み、手賀沼と利根川を南北に結ぶ奥行きある水田・湿地が続き、手賀沼の原風景の面影を残しています。

このような谷津を“里山”の自然が残る、貴重・希少な資源として全体を保全し、市民との協働によって、かつての農村環境の復活をめざす「谷津ミュージアム」事業を進めています。

引き続き、谷津の自然環境を再生し、伝統的な農業やくらしの風景を復活させ、全体を「野外博物館」にしていく取り組みを進めていきます。

●事業計画の推進

- ・ゾーンごとの事業の取り組みを進めます。
- ・ハケの道などを活用したネットワークづくりを進めます。
- ・田んぼ広場、ホテル・アカガエルの里、多自然型護岸などの整備を進めます。
- ・谷津ミュージアムを活かした自然観察会や学習会、調査・研究などを進めます。

●谷津ミュージアムを支える組織づくり

- ・谷津学校開催による谷津守人の育成を図ります。
- ・谷津ミュージアムの会の運営を中心とした、啓発や情報発信を進めます。
- ・農業生産法人設立に向けた検討を進めます。



谷津の風景



稲刈り



昆虫観察会

基本方針 2 核となる緑を整備・活用する

(1) 公園の適正な配置と維持管理

公園や緑地は、レクリエーションの場、コミュニティ形成の場や、環境の保全、防災、景観形成にも大きな役割を果たしている拠点的な緑です。

今後も、公園の確保・整備に努めるとともに、地域のニーズに対応した公園づくりや地域の資源を活かした特色のある公園づくりを推進します。

① 公園の適正な配置

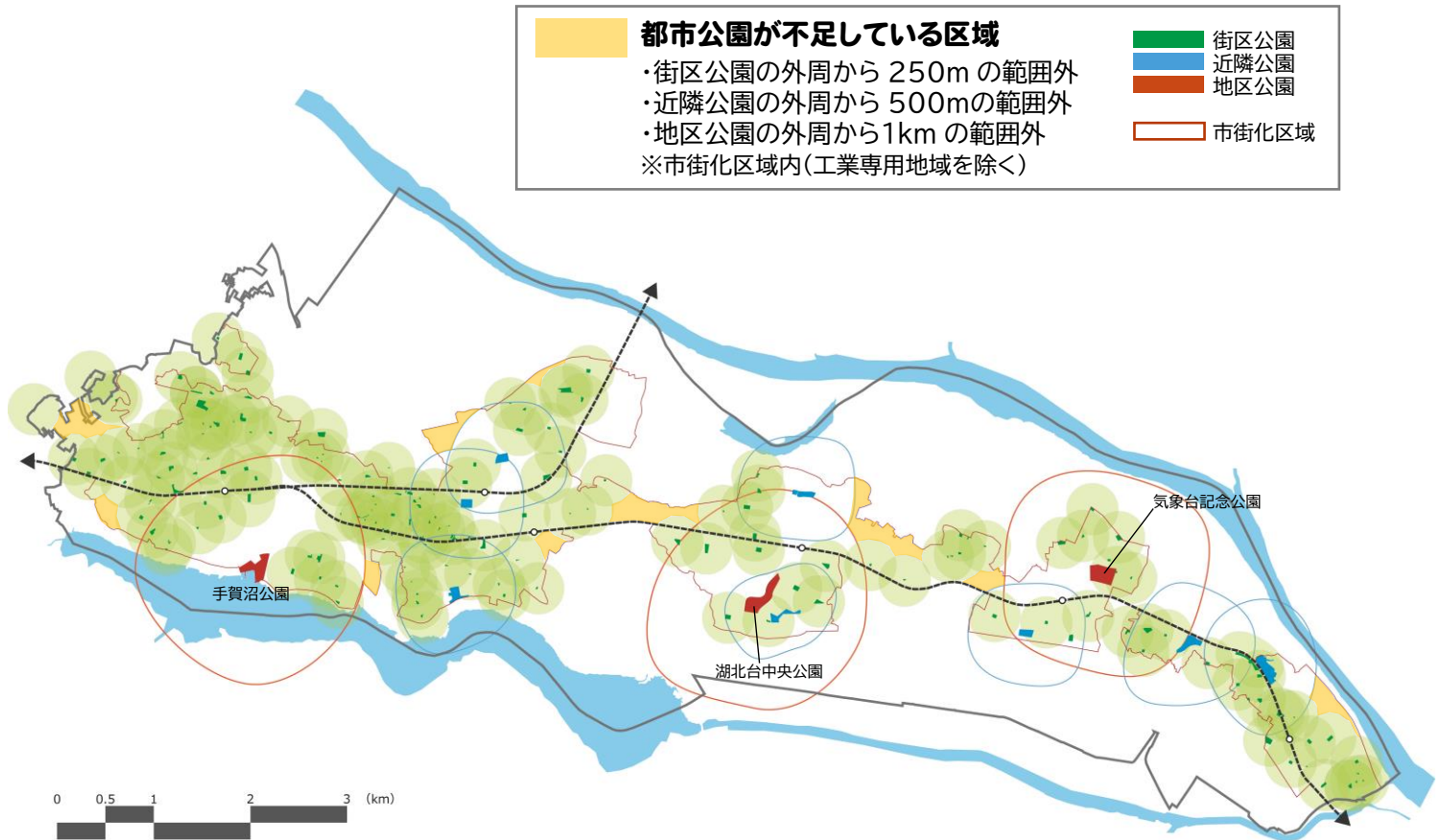
重点

身近な公園が不足している地域において適正な配置に努めるとともに、公園機能の再編などを検討していきます。

● 公園不足地域の解消

- 都市公園については、市街化区域内における不足地域の解消に努めることを基本とします。
- 生産緑地の活用など多様な手法を検討し、不足している区域の解消に努めるものとします。
- 都市公園に準ずる緑地として、市民緑地の設置に努めます。

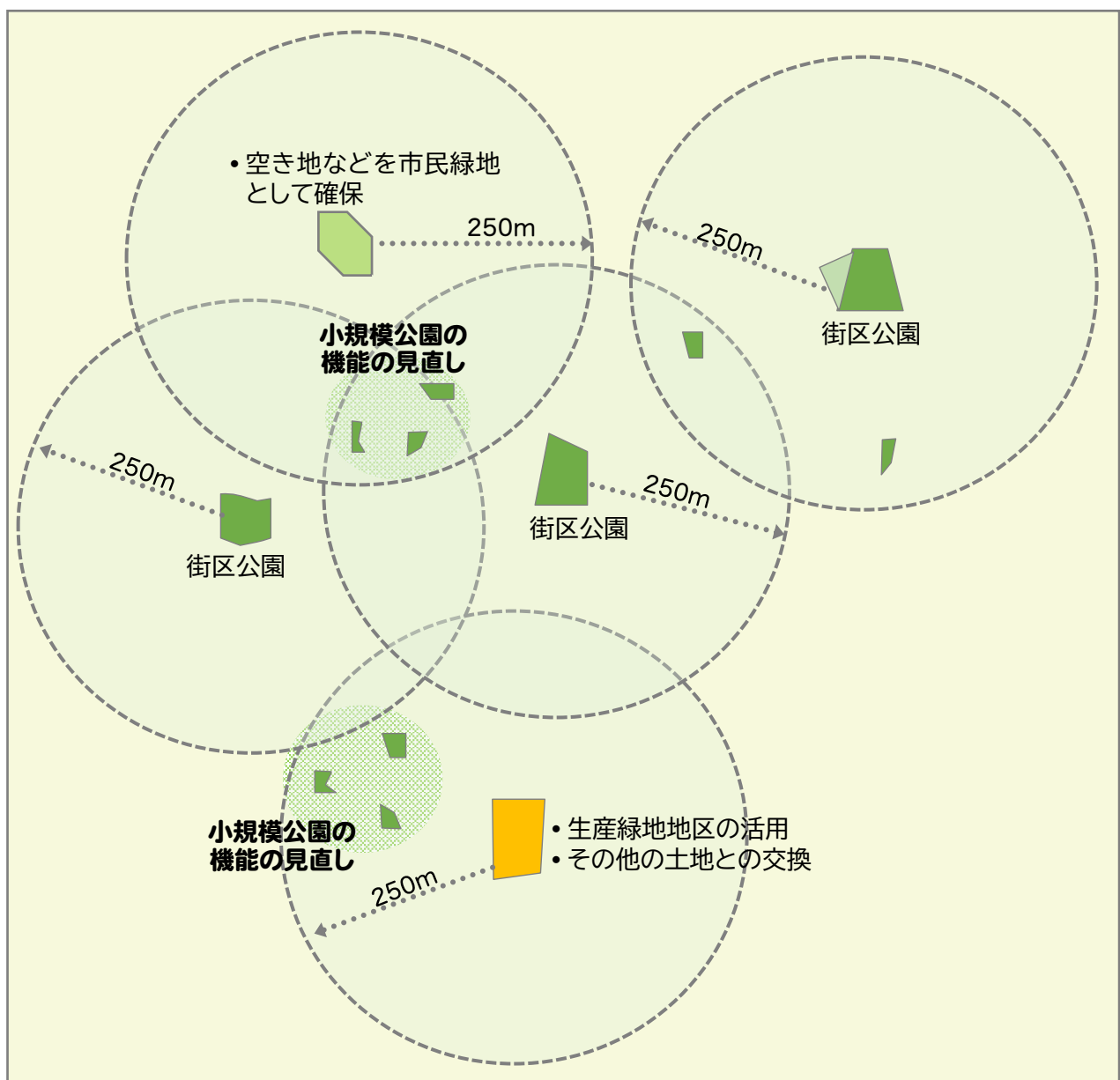
■ 市街化区域における都心公園の配置状況



●公園の再配置・機能再編

- 本市には、住宅地開発などで整備された0.1ha未満の都市公園が多くあります。これらの面積が狭小な公園は、多様なニーズに対応することが困難な面があります。さらに、今後は効率的な財政運営も求められています。
- 都市公園が充足している区域において、特に狭小な面積の都市公園の再生・活性化を図るために、地域住民の意見を聴きながら、公園の再配置や機能の見直しを検討します。
- 公園の規模や機能に応じた公園施設の適正化を検討します。

■都市公園の配置・機能再編のイメージ



②安全・安心で、快適に利用できる公園づくり

市内の公園の70%近くは整備から30年以上が経過した公園で、老朽化が顕著です。

このような公園の施設の老朽化に対応し、誰もが安全・安心で、また快適に利用できる公園づくりを進めます。

公園施設の長寿命化、バリアフリー化、防犯や災害時の避難地としての機能の向上を図るなど適切な整備に努めます。

●公園施設の維持管理の充実

- 公園施設の長寿命化を図るために、計画的な改修・更新や維持管理を行います。
- 遊具は、計画的に部品の交換や塗装などの補修を行い、劣化・損傷による事故を未然に防ぐとともに、施設の長寿命化を図るものとしします。
- 照明灯については、省エネルギーや維持管理費の縮減に配慮します。
- 公園の植栽について、適正な維持管理に努めます。



舗装の再整備(手賀沼公園)



遊具の更新(手賀沼公園)



遊具の更新(柴崎台中央公園)



遊具の更新(宮ノ森公園)

●誰もが安全で、快適に利用できる施設の整備

- 「我孫子市公園施設バリアフリー改修計画」に基づき、近隣公園などの公園施設のバリアフリー化を進めます。
- 市民や事業者などの寄付によるかたらいベンチの設置を推進します。
- 防災・減災に配慮した施設の整備・管理を進めます。



かたらいベンチ(高野山桃山公園)



暫定浸透貯留施設を埋設した天王台南公園



防災公園としての機能を持つ中峠亀田谷公園



(2)地域のニーズに応える魅力ある公園づくり

市民や各種団体、民間事業者などと連携・協働し、公園を地域の財産として積極的に活用し、利用したくなる魅力ある公園づくりに努めます。

また、樹林や歴史的・文化的遺産などの地域の特性がある場合は、それらを活かした特色のある公園の整備・活用を推進します。

①市民に親しまれる公園づくり

重点

公園という資源を積極的に活用し、多様なイベントやレクリエーションなどに対応した市民に親しまれる場となるよう魅力の創出を図ります。

民間事業者や各種団体との連携によって、地域の魅力の向上に資する公園の管理運営を図ります。

●民間事業者や各種団体との連携による公園の管理運営(公園マネジメント)

- サウンディング型市場調査による市民ニーズの把握や、指定管理者制度の活用や公募設置管理許可制度(Park-PFI)の活用による公園の魅力づくりに努めます。
- 設置管理許可制度や指定管理者制度などを活用した公園の管理運営を検討していきます。
- キッチンカーなどによる地域の経済活動の支援と公園の魅力づくりに努めます。
- 健康づくりの場、働く場など、ライフスタイルやワークスタイルの多様化に対応できる柔軟な公園の管理運営に努めます。



手賀沼公園 オープンカフェ



キッチンカー

●特色ある公園づくり

- 貴重な樹林や根戸城跡、古墳などの歴史的・文化的遺産を活用した公園の整備を検討します。
- 公園全体の再整備やリニューアルに当たっては、地域のニーズを踏まえて進めていきます。
- 生きものの生息・生育に配慮したビオトープなどの整備・管理に努めます。



前原古墳(高野山桃山公園)

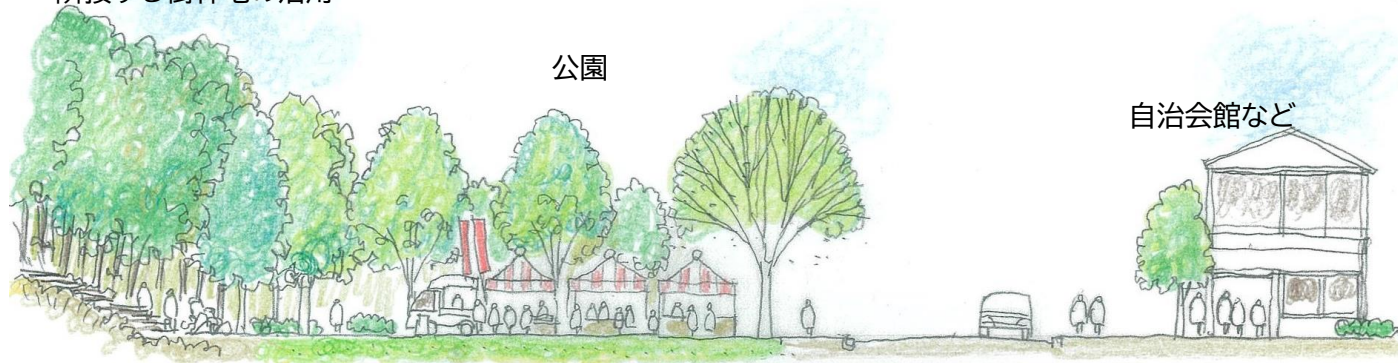


ビオトープ(高野山桃山公園)

②地域や隣接する施設と連携した公園づくり

- 公園に隣接する樹林地や施設との一体的な整備や利活用を進めます。

隣接する樹林地の活用



周辺の施設や地域と連携したイベントの場としての活用

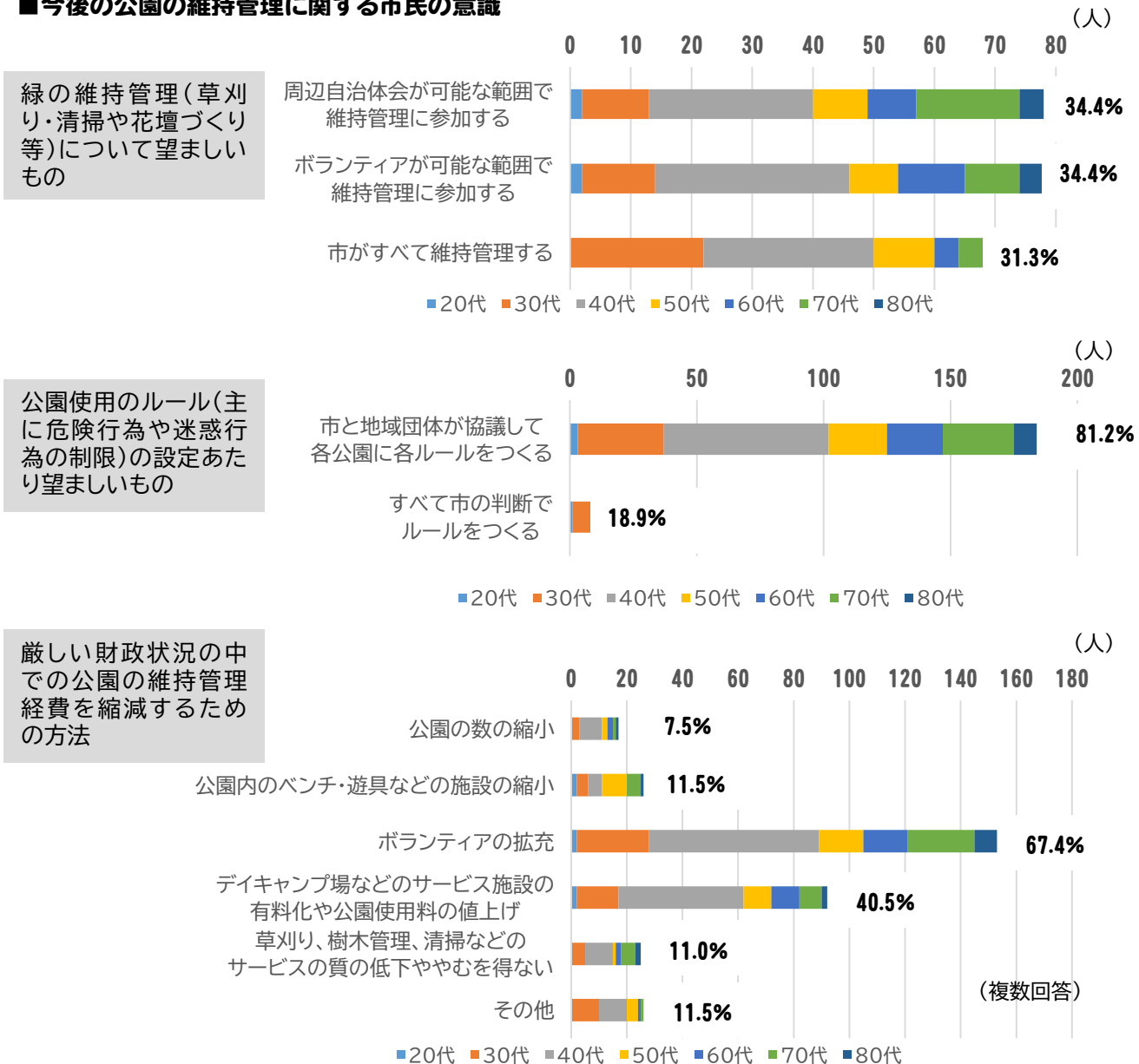
(3) 市民が主体となった公園づくり

「あびこ e モニター」のアンケートでは、公園の維持管理について、周辺自治会やボランティアが参加すべきとする意見が 7 割近くを占めています。また、公園のルールについては、市と地域団体が協議してつくるべきとする意見が 8 割以上を占めています。公園の維持管理経費を縮減するためにも、ボランティアの拡充が最も多く支持されています。以上のことから、公園の維持管理や運営は、市民が主体となることが期待されていることがわかります。

今後、身近な公園については、市民や市民活動団体が主役となり、清掃や維持管理のみならず、花壇づくり、イベントの企画など、地域が使いやすい公園づくりを進めます。

さらに、地域独自のルールづくりや市民の管理運営など、市民が公園について考え、主体的に公園づくりを担っていくための活動を広げていきます。

■ 今後の公園の維持管理に関する市民の意識



(出典:あびこeモニターアンケート(R3))

※構成比の合計は 100%にならない場合があります。

①市民手づくり公園の推進

重点

公園をより親しみやすいものとするため、地域住民が主体となった市民手づくり公園を積極的に推進していきます。

●市民との協働による公園管理

- 自治会などによる維持管理・清掃活動を支援します。
- 市民との協働によって、公園や緑地におけるマナーの啓発や環境保全などの巡視活動を進めます。
- 花苗の提供、物品の貸し出し及び情報提供などを支援します。



市民手づくり公園(湖北台8号公園)



市民手づくり公園(新木道崎緑地)

●市民が管理運営する公園づくり

- 市民が主体となった公園の維持管理、運営の取り組みを支援します。
- 市民や事業者、各種団体などが公園を使いこなすアイデアを提案し、企画から運営までを実施する公園活用の仕組みづくりを検討します。

(4)身近なオープンスペースの確保・活用

本市には、公園以外にも、子どもの遊び場や運動場・運動広場などのオープンスペースが多くあります。また、比較的まとまった面積を持つ民間が管理するオープンスペースもあります。これらのオープンスペースも貴重な緑のストックとして活用を推進します。

①新たなオープンスペースの確保・活用

公園に準ずる機能を有するオープンスペースの確保と活用に努めます。

●未利用地などを活用した市民緑地の設置

- ・企業などが所有する未利用地、自治会が管理している広場などについて、市民緑地認定制度の活用を検討します。

●公共のオープンスペースの活用

- ・子どもの遊び場や運動場・運動広場の確保や改修を進めます。
- ・文化財を活かしたオープンスペースの整備・活用を図ります。(旧井上家住宅、旧村川別荘など)
- ・浸水被害の解消を目的とした地下式調整池上部を活用したオープンスペースの整備を検討します。



地下式調整池の上部に整備された我孫子4丁目いこいの広場

②民間施設緑地の活用

- ・民間施設の緑地について、必要に応じて市民への公開などの協力を要請します。



我孫子ゴルフ場倶楽部を公開した観桜会



日立アカデミー庭園の公開

基本方針 **3** 多様な緑がつながるまちなみを創出する

(1) 民有地の緑の整備・管理

緑豊かなまちなみをつくるには、民有地の緑の維持と創出を進めることが重要です。これまでに、計画的に開発整備されたつくし野地区や布佐平和台地区などで、地区計画制度や緑地協定制度の活用により、生垣や花木などの宅地内緑化による美しいまちなみが形成されています。

このような緑豊かな住宅地の適切な維持管理を進めるとともに、引き続き、緑化を推進する制度の積極的な活用などによって、良好な緑の創出に努めます。

① 制度を活用した緑の創出

民有地の良好な緑の保全や創出を誘導するため、関連制度を活用していきます。

● 民有地の緑化誘導

- 一定規模の開発行為や建築行為について、緑化を推進する制度の適切な運用を図ります。
- 屋上緑化や壁面緑化などの緑づくりのガイドラインの策定を検討します。

● 地域ぐるみの緑のまちなみづくり

- 都市緑地法に基づく「緑地協定」について、現在締結されている協定の更新を図り、住宅地の生垣などの緑の良好な維持管理に努めます。また、新たな住宅地などの開発時に締結を促進します。
- 地区計画制度を活用し、地区のまちづくりにおける緑の保全と創出を図ります。
- 千葉県自然環境保全条例に基づく「緑化協定」の締結や維持に努めます。

② 大規模な施設における緑の整備・管理

- 住宅団地、研究施設、大学や産業振興に関する施設など、比較的規模の大きな施設について、良好な緑の保全・創出・管理を促進します。

● 施設の緑地の整備・管理

- 土地利用転換が行われる土地では、事業者などとの連携・協働によって、積極的な緑の保全・創出を図ります。
- 大規模な住宅団地、大学・研究施設などの緑の整備と適切な維持管理を促進します。

● 緑の評価認定制度の活用

- (公財)都市緑化機構が運用する^{シニジエス}SEGES(社会・環境貢献緑地評価システム)などの緑の評価認定制度の活用にも努めます。

(2) 市民による花いっぱいのもちづくりの推進

本市では、駅前ロータリーや公園を中心として、市民ボランティアによる花壇づくり活動が進められています。花壇づくりは、地域を彩るだけでなく、活動を通じたコミュニティ形成としても大きな役割と可能性も持っています。

このような花の特性を積極的に活かし、花いっぱいのもちづくりを進めていきます。

① 地域の花壇づくりの推進

重点

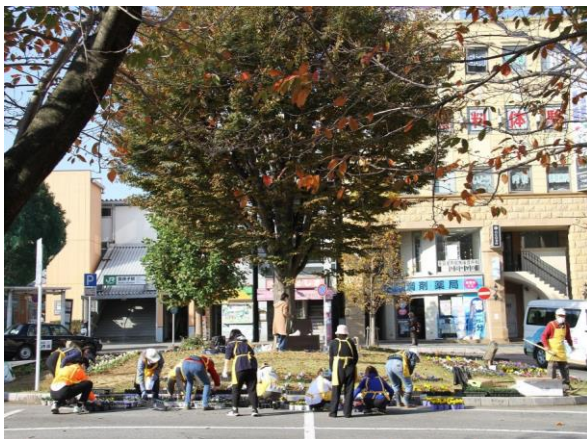
花壇づくりを希望する団体に、公園や公共施設をフィールドとして提供する地域の花壇づくりを継続するとともに、地域住民が気軽に緑づくりを楽しむことができるよう、フィールドの拡大を含めて充実させていきます。

● 駅前ロータリー・公共施設の花壇づくり

- ・駅前ロータリーや公共施設において、市民との協働により花壇づくりを進めます。

● 学校の花壇づくり

- ・子どもたちによる学校校舎の前や校庭、周囲などの花壇づくりを進めます。



我孫子駅北口花壇



天王台駅南口花壇



我孫子駅南口花壇



湖北駅南口花壇

●花苗を確保する仕組みの検討

- 花苗を安定的に供給できる苗圃の確保などの仕組みを検討します。
- 余剰の花苗や種子、資材などを譲渡・譲受するための情報提供、メンバー募集情報などを掲載した Web サイトの創設・運営を検討します。

②近隣で進める花と緑のまちなみづくり

- 近隣で進めるガーデニングや花壇づくりの支援を検討します。
- 庭を期間限定で公開する取り組みであるオープンガーデンの仕組みづくりを検討します。
- ガーデニング講座などの開催を検討します。



湖北駅北口花壇



布佐駅東口花壇



新木駅南口花壇



布佐駅北口花壇

(3)道路の緑の整備・管理

街路樹や植樹帯などによる線状の緑は、まちなみにうるおいを与え、生きものの移動経路としての役割や、市街地に風の道をつくる役割も果たしています。さらに、道路沿道の緑化や拠点となる公園や緑地とのつながりを確保することによって、緑につつまれた環境を形成することに寄与することとなり、緑豊かなまちづくりとして重要です。

このような街路樹・植樹帯について、都市計画道路を中心として整備に努めるとともに、既存の街路樹・植樹帯の適正な維持管理を図ります。

①街路樹の整備・管理

- 都市計画道路など道路の整備に際しては、良好な植栽基盤の確保に配慮し、街路樹・植樹帯の設置に努めます。
- 既存の道路でも可能な路線では緑化に努めるほか、隣接する施設との一体的な整備を行うなど、魅力的な道づくりを検討します。
- 街路樹の生長や特性に配慮し、「我孫子市街路樹管理計画」に基づき、適正な維持管理に努めます。



我孫子駅前の街路樹



湖北台団地のけやき通りの街路樹

②アダプト・プログラムの推進

- 道路の区域の除草作業及び清掃、道路環境美化のための草花の植栽及び管理、道路施設状況の巡視及び異常等の情報提供などを市民との協働で進める我孫子市道路アダプト・プログラム「A-RaP」を推進します。



「A-RaP」によるロータリーの草花の植栽

③自転車道の整備・活用

- 手賀沼・手賀川を周回する自転車道などの整備に向けて、関係機関とともに検討を進めます。
- 手賀沼と利根川を結ぶ自転車道の活用を検討します。

(4) 公共施設の緑の整備・管理

地域の中に点在して、日々の生活に利用される学校を含む公共施設は、緑化を進めるための先導的な役割が期待されます。

このような公共施設について、地域の環境との共生にも配慮した多様性のある緑化を、新設の施設だけでなく既存の施設に対しても積極的に推進するものとします。

① 学校の緑の整備・管理

- 学校は子どもたちの日常生活の場であるとともに、学校の緑は地域においても重要なものとしてとらえます。
- 小中学校については、緑のカーテンづくりや校庭の緑化など、敷地内の緑化を推進します。
- 既存の樹木や樹林の適切な維持管理に努めます。
- 雨水浸透に配慮したオープンスペースの確保に努めます。



白山中学校の既存の樹木と花壇

② 公共施設の緑の整備・管理

- 近隣センターや保育園などの公共施設は、市民の利用や交流に欠かせない施設であるとともに、緑化推進を図るうえでの重要な核となる施設であることから、緑の量だけではなく、質的にも良好な例を示すものとします。
- 敷地内に残る既存の樹木や樹林を地域の資源として保全を検討するほか、施設と緑が調和した空間づくりを進めます。また、施設の接道部、駐車場などにおいて緑化を推進していきます。
- 必要に応じて、既存の樹木診断を含めた適切な維持管理に努めます。
- まちづくり協議会を含め、市民との協働によって、花壇づくりや緑のカーテンづくりなどを進めます。
- 雨水浸透に配慮したオープンスペースの確保に努めます。



既存の樹木を活かした近隣センターこもれび(東我孫子)



既存の樹木を活かした近隣センターふさの風(布佐)

基本方針 **4** 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

(1) 緑を楽しむ暮らしの普及

本市は、様々な緑のある暮らしを实践する可能性に満ちた環境を有しています。

市民や事業者などが、緑の価値やポテンシャルに気づき、我孫子に対する誇りや愛着を高め、さらに緑のある暮らしを楽しんでいくために、様々な機会において緑に関する情報発信や普及啓発を進めます。

① 緑に関する意識を高める機会の創出

緑に対する意識を高めていくことは、緑のまちづくりの最も基本的なことといえます。情報の発信や機会の活用を図り、緑に対する意識や理解を深めるよう努めます。

● 緑の情報の発信

- 市民が緑に対する関心を持つきっかけとなるよう、我孫子インフォメーションセンター(アビシルバ)を中心に、広報やホームページ、SNS などの様々な媒体を活用して、緑に関する情報を発信します。
- 市民や事業者の取り組みの紹介や緑の保全・創出に関する制度の普及などの啓発活動を充実させていきます。
- SNS を活用した情報発信に努めます。(桜の開花情報などのリアルタイム発信など)

● 緑のコンテストなどの開催

- 緑のカーテンコンテストや写真コンテストなど、緑に親しみを持つためのコンテストなどを推進します。



緑のカーテン

● 緑の役割の普及啓発

- 健康増進、雨水浸透、環境保全、防災・減災などに緑が果たしている役割や機能の普及に努めます。

② 緑を楽しむ暮らしのプロモーション

重点

- 我孫子の緑を利活用した、健康づくり、レクリエーション、農のあるまちづくりなどの緑のある暮らしや楽しみ方などについて、積極的なシティプロモーションに努めていきます。
- 市民から緑を楽しむ暮らしの提案やアイデアを募集し、PRします。



我孫子の緑の中の暮らしのイメージ

(2) 緑を利活用したプログラムづくり

緑の持つ機能を積極的に利活用し、健康づくり、子育て支援、学習など、緑の空間の中で楽しむことができる多彩なプログラムづくりを進めます。

① 緑とふれあい、体験する機会や場の創出

重点

緑やオープンスペースを活用して、緑と実際にふれあい、体験する楽しい機会や場の創出・拡大に努めます。

● イベントの開催

- ・市民が緑とふれあう機会を拡大していくために、公園・緑地や歴史的・文化的遺産などを利用したイベントの開催に努めます。
- ・市民や事業者が企画・運営するイベントなどに対して、共催、協力、後援などの支援を行います。



公園を活用したイベント

● 楽しく、気軽に参加できるプログラムづくり

- ・手賀沼遊歩道あびこ de ランニング&ウォーキングマップなどを活用します。
- ・柏市側とも連携しながら実施しているレンタサイクルの利便性の向上を図ります。
- ・散策ガイド活動を支援します。
- ・時間や所属に限定されず、気軽に緑の活動に参加できるプログラムづくりを検討します。



手賀沼遊歩道を活用したうなぎちカップ



ウォーキングイベント

●緑を活用した体験の場づくり

- 緑の利用団体と里山づくり活動団体などとの連携による、樹林地などを活用した遊び場づくりなどを検討します。
- 緑のまちづくりの可能性を実証するため、学校や企業などと連携しながら、社会実験や実証実験を検討します。

■樹林地を活用した遊び場づくりのイメージ



②緑を学ぶプログラムづくり

緑をより深く学ぶプログラムづくりに努めます。

●講演会などの開催

- 緑に関する講演会やシンポジウムなどの開催を、緑の市民活動団体との連携を図りながら検討します。

●学校教育などとの連携

- 学校との連携によって、子どもたちが緑や環境について学ぶプログラムづくりを推進します。
- 学校と緑の市民活動団体との連携による、子どもたちの活動への参加を支援します。

●環境学習の機会の創出

- 公園などを環境教育・環境学習のフィールドとして活用するよう努めます。
- 自然観察会の企画や各種団体による学習の機会を確保します。



自然観察会

(3) 緑づくりの担い手の育成と支援

市民の緑づくりを活発に進めていくためには、担い手を育成していくことが重要です。

みどりのアンケートの結果から、団体活動を継続するには仲間の存在が大きいことや、地域の人からの声かけに大きな影響を受けていることがわかります。

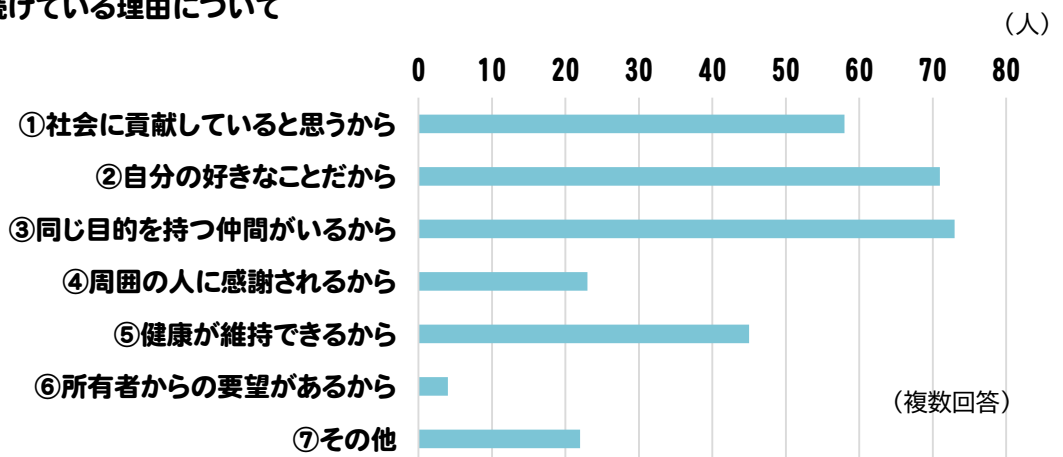
市民や愛好家などの自主的な活動から、グループの取り組み、市のボランティア活動の取り組み、NPO 法人などの自主的な活動団体など、様々な形態の活動が考えられますが、市内のいたる所で、多種多様な活動が展開されていくことを目指し、団体や活動を支援します。

■みどりのボランティアなどの緑の市民活動の位置図



(出典:公園緑地課資料(R4.7))

■団体が活動を続けている理由について



(出典:みどりのアンケート(R4.9))

① 緑を楽しむ仲間づくり

緑の中でともに活動する仲間を増やしていく取り組みを進めます。

● 広報活動

- ・ 緑の市民活動団体の取り組みを市の広報などで紹介するなど、活動を知ってもらうよう、情報の発信に努め、新たな活動への参加者の確保に努めます。
- ・ 既存の団体への参加希望者に対して、活動団体を紹介します。

● 緑の講習会の見直し

- ・ 里山の管理や樹木の剪定など、より実践的な知識や技能を習得する内容を持つように、講習会の見直しを検討します。
- ・ 緑の市民活動団体のリーダーの育成を支援します。

● グループづくりの支援

- ・ 新たに活動を始めようとする市民のグループなどの取り組みを支援します。

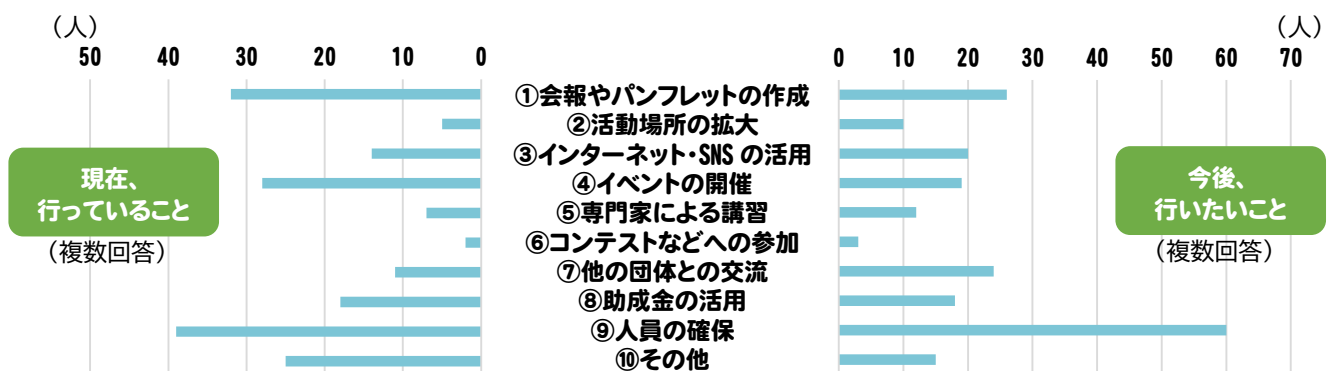
② 緑の市民活動団体と活動支援の充実

重点

みどりのアンケートの結果から、市民活動団体においては人員の確保が大きな課題です。

このため、みどりのボランティアなどの確保とともに、活動を充実させるために現在、行っている取り組みや、今後行いたい取り組みを踏まえ、団体が活動しやすくするための様々な支援を行います。

■ 活動を充実させるための取り組みについて



(出典:みどりのアンケート(R4. 9))

● みどりのボランティア活動の支援

- ・ 活動場所の確保や専門家による講習会の開催などの支援を検討します。

● マッチング(仲介)の推進

- ・ 活動を希望する市民や活動団体と土地所有者のマッチング(仲介)の仕組みづくりを検討します。

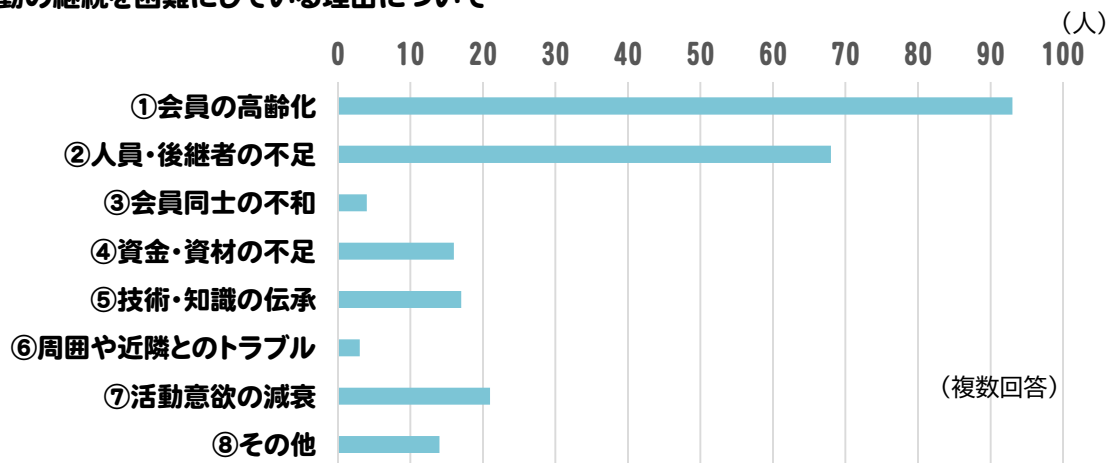
③地域とのつながりや団体間の連携の仕組みづくり

重点

みどりのアンケートの結果から、団体の活動の継続には高齢化と人員・後継者の不足が大きな課題となっています。一方、地域の環境が良くなっているという実感と地域からの声かけがあると励みになっていることがわかります。

団体が活動を継続していくため、団体と団体、活動と活動をつなぐ仕組みづくりなど、連携によって活動を進めていくことを検討します。

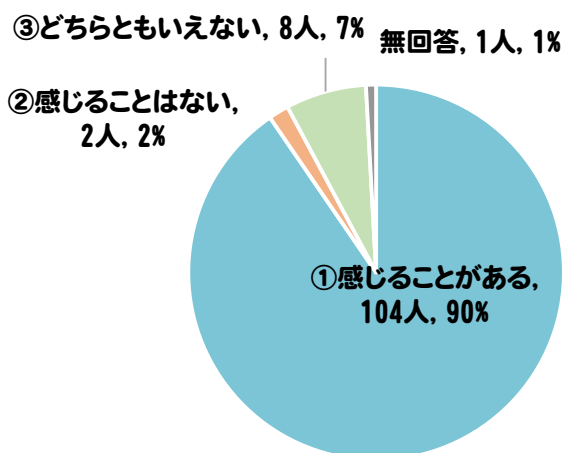
■団体の活動の継続を困難にしている理由について



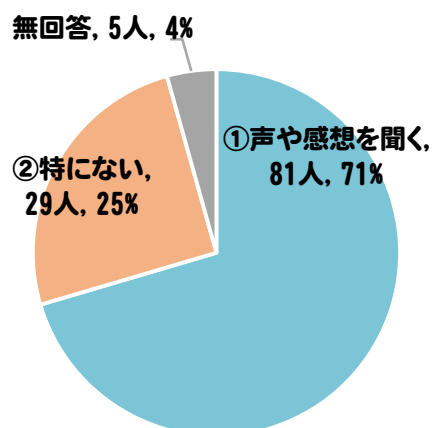
(出典:みどりのアンケート(R4. 9))

■活動に対する地域への影響について

活動によって地域が良くなったと感じるか



活動に対する地域からの声や感想があるか、またその内容



・感謝のことば
 ・労いのことば
 ・「きれい」
 ・「楽しみ」
 ・「いやされる」
 ・「気持ちが良い」
 ・「明るくなった」
 ・「心がなごむ」
 ・「ほっとする」
 など

(出典:みどりのアンケート(R4. 9))

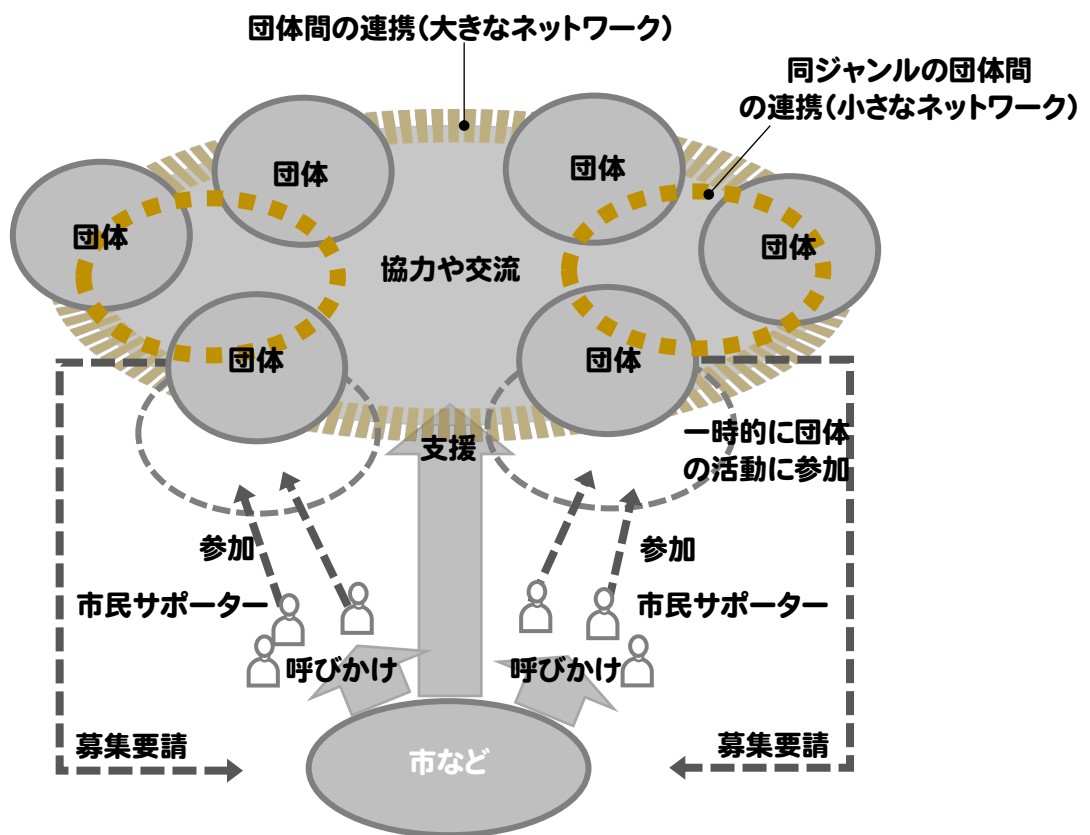
●緑の交流活動の推進

- みどりのボランティアなどの団体間の交流を促進し、情報共有・提供の場づくりやノウハウの共有を図ります。
- 花壇づくり活動団体、里山づくり活動団体など、それぞれの交流だけでなく、ジャンルの異なる団体の交流も進めていきます。
- 市との意見交換会など、情報や意識を共有する機会の確保に努めます。
- 緑の市民活動団体や企業、市などが共有できる、情報ネットワークの構築を検討します。

●新たな団体間の連携の仕組みづくり

- 市民が団体に属さなくても気軽に活動に参加できる仕組みを検討します。
- 団体間で活動を協力し合え、情報などを共有できるネットワークづくりに努めます。

■活動のネットワークのイメージ



●活動団体の組織力の強化

- 組織力の強化を図るために、法人化を図る団体を支援します。

(4) 緑づくりを支える取り組みの拡充

市民や団体、事業者の緑の保全や緑化の推進に関する活動や取り組みを積極的に進めていくために、これらの主体を支えるための仕組みを拡充していきます。

大学や研究機関などとの連携により、専門的な技術や調査・研究の実施や成果の活用などについても検討します。

① 緑づくりの支援

市民の緑の創出や管理に関する様々な支援策の充実に努めます。

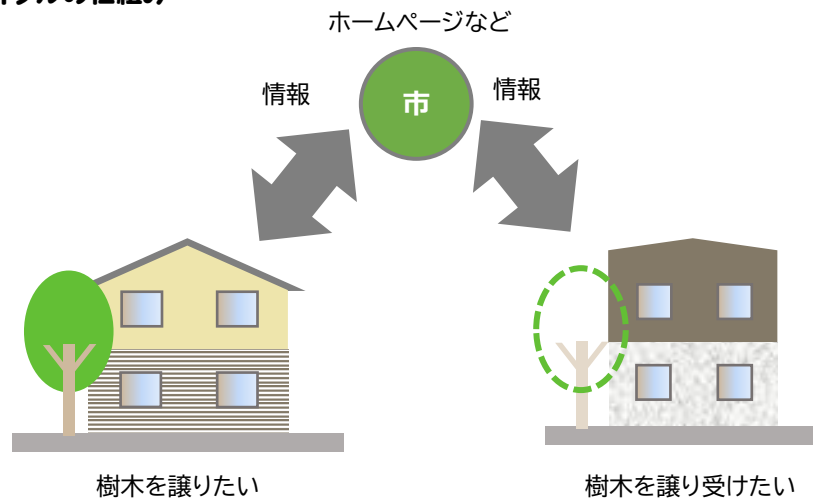
● 緑に関するアドバイス機能の拡充

- ・ 樹木医などの専門家による樹木の維持管理や緑化について相談できる仕組みを検討します。

● 緑のリサイクルの推進

- ・ 緑のリサイクルとして、譲りたい庭木などの情報と譲り受けたい庭木などの情報を提供する仕組みの普及・啓発を進めます。
- ・ マッチングの仕組みやより有効な仕組みを検討します。

■ 緑のリサイクルの仕組み



- ・ 循環型社会の実現を支えるため、剪定枝や落ち葉を廃棄物としないで再生利用するなど、資源化を検討します。

② 緑に関する調査・研究

- ・ 緑に関する基礎的なデータの収集と蓄積とともに、調査・研究の成果の共有に努めます。
- ・ 市民との協働による生きもの調査や自然環境調査などの実施を検討していきます。

③表彰制度の活用・創設

- 優れた個人や団体の活動の表彰に努めます。
- 良好な花や緑の整備事例について、PRや表彰に努めます。
- 団体の活動を表彰する国などの表彰制度に参加します。



みどりの愛護のつどい 表彰式

④学校・企業との連携の強化

- 中央学院大学、川村学園女子大学、我孫子高等技術専門校などの学校や民間企業との連携を図り、緑を活用した様々なプログラムづくりやイベントの企画などを検討します。
- 学校・企業との連携を強めることで、さまざまな世代が一緒にまちづくりに取り組み、にぎわいを創出するとともに、学生がまちづくりへ参画することで、我孫子市への興味や愛着を深めてもらう取り組みを強化します。

2.地域別の施策の推進

西部地域（主に我孫子地区・天王台地区）

■基本方針1 我孫子らしい緑を保全・活用する

- 手賀沼沿い斜面林などの樹林地の保全を図るための制度の活用を推進します。
- 手賀沼公園一帯と手賀沼親水広場一帯における緑の交流拠点づくりを進めます。
- 歴史的・文化的遺産と一体となった緑の保全を図ります。
- 公園坂通りについて、「歩きたくなるみち」づくりと沿道の緑の保全・創出に努めます。
- 手賀沼遊歩道について、快適性を高め、より手賀沼に親しめるよう再整備を進めます
- 手賀沼遊歩道・公園坂通り・ハケの道などを活かした緑の道のネットワークをつくります。
- 岡発戸市民の森の活用を図るとともに、市民による維持管理活動を進めます。
- 手賀沼や利根川沿いなどの広がりのある農地の保全を図ります。
- 市街化調整区域内農地の保全を図ります。
- 市街化区域内の農地について、特定生産緑地制度の活用による保全を進めるとともに、市民が農にふれあえる場としての活用を図ります。
- 根戸・船戸などの樹林地を活かした市民が主体となった里山づくり活動を支援します。
- 岡発戸・都部における谷津ミュージアム事業を推進します。

■基本方針2 核となる緑を整備・活用する

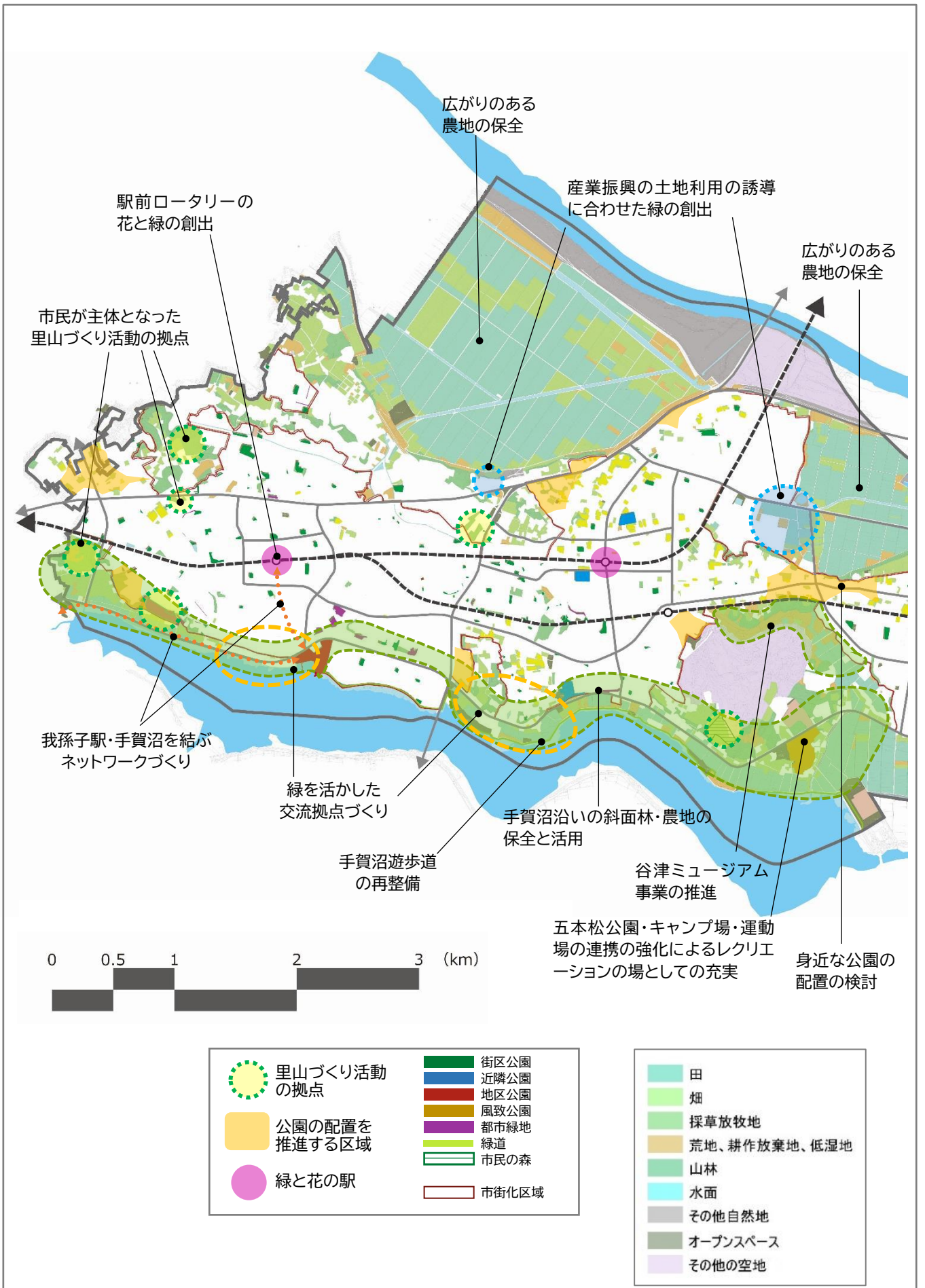
- 公園不足地域における身近な公園の適正な配置を推進します。
- 五本松公園の自然環境の維持に努めるとともに、隣接するキャンプ場や五本松運動場との連携により、レクリエーション需要に対応した憩いの場を提供します。
- 市民手づくり公園や市民による公園の管理運営を進めます。

■基本方針3 多様な緑が輝くまちなみを創出する

- 土地利用転換に合わせた施設の緑の創出に努めます。
- 電力中央研究所や住宅団地の緑の維持管理の推進に努めます。
- つくし野・我孫子などの住宅地の緑の創出と維持管理の推進に努めます。
- 我孫子駅・天王台駅前ロータリーをはじめとして、公共空間における花いっぱいのみちづくりを進めます。
- 手賀沼・手賀川を周回する自転車道などの整備を検討します。

■基本方針4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

- 地域の緑を利活用したプログラムづくりに努めます。



東部地域（主に湖北地区・新木地区・布佐地区）

■基本方針1 我孫子らしい緑を保全・活用する

- 利根川沿いなどに連なる斜面林や屋敷林などの保全や啓発に努めます。
- 中里市民の森や布佐市民の森の活用を図るとともに、市民による維持管理活動を進めます。
- 古利根沼周辺の水面・水辺・斜面林の一体的な保全と活用を図り、人と共存する空間の創出に努めます。
- 葺不合神社などの歴史を伝える緑の保全を図ります。
- 利根川沿いや手賀沼干拓地の広がりのある農地の保全を図ります。
- 市街化調整区域内農地の保全を図ります。
- 市街化区域内の農地について、特定生産緑地制度の活用による保全を進めるとともに、市民が農にふれあえる場としての活用を図ります。
- 樹林地を活かした市民が主体となった里山づくり活動を支援します。

■基本方針2 核となる緑を整備・活用する

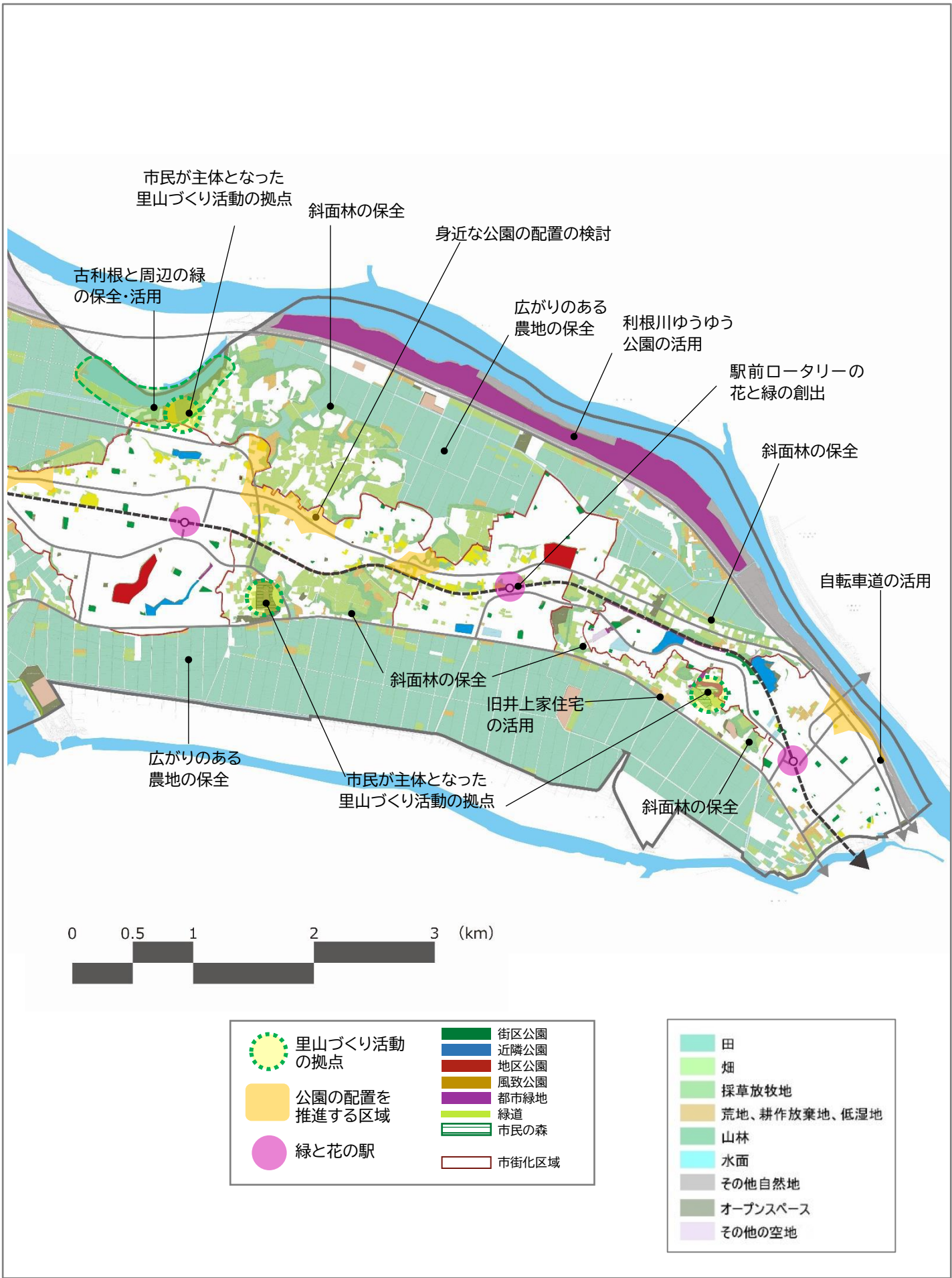
- 公園不足地域における身近な公園の適正な配置を推進します。
- 利根川ゆうゆう公園について、市民のスポーツやレクリエーション、イベントの場として活用します。
- 市民手づくり公園や市民による公園の管理運営を進めます。
- 旧井上家住宅の活用とオープンスペースの活用を図ります。

■基本方針3 多様な緑が輝くまちなみを創出する

- 湖北駅・新木駅・布佐駅ロータリーをはじめとして、公共空間における花いっぱいのもちづくりを進めます。
- 布佐平和台などの住宅地の緑の創出と維持管理の推進に努めます。
- ゆとりのある敷地を活かし、宅地内の緑の創出の推進に努めます。
- 手賀沼と利根川を結ぶ自転車道の活用を検討します。

■基本方針4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

- 地域の緑を利活用したプログラムづくりに努めます。



市民が主体となった
里山づくり活動の拠点

斜面林の保全

身近な公園の配置の検討

古利根と周辺の緑
の保全・活用

広がりのある
農地の保全

利根川ゆうゆう
公園の活用

駅前ロータリーの
花と緑の創出

斜面林の保全

自転車道の活用

斜面林の保全

旧井上家住宅
の活用

広がりのある
農地の保全

市民が主体となった
里山づくり活動の拠点

斜面林の保全



	里山づくり活動の拠点		街区公園
	公園の配置を推進する区域		近隣公園
	緑と花の駅		地区公園
			風致公園
			都市緑地
			緑道
			市民の森
			市街化区域

	田
	畑
	採草放牧地
	荒地、耕作放棄地、低湿地
	山林
	水面
	その他自然地
	オープンスペース
	その他の空地

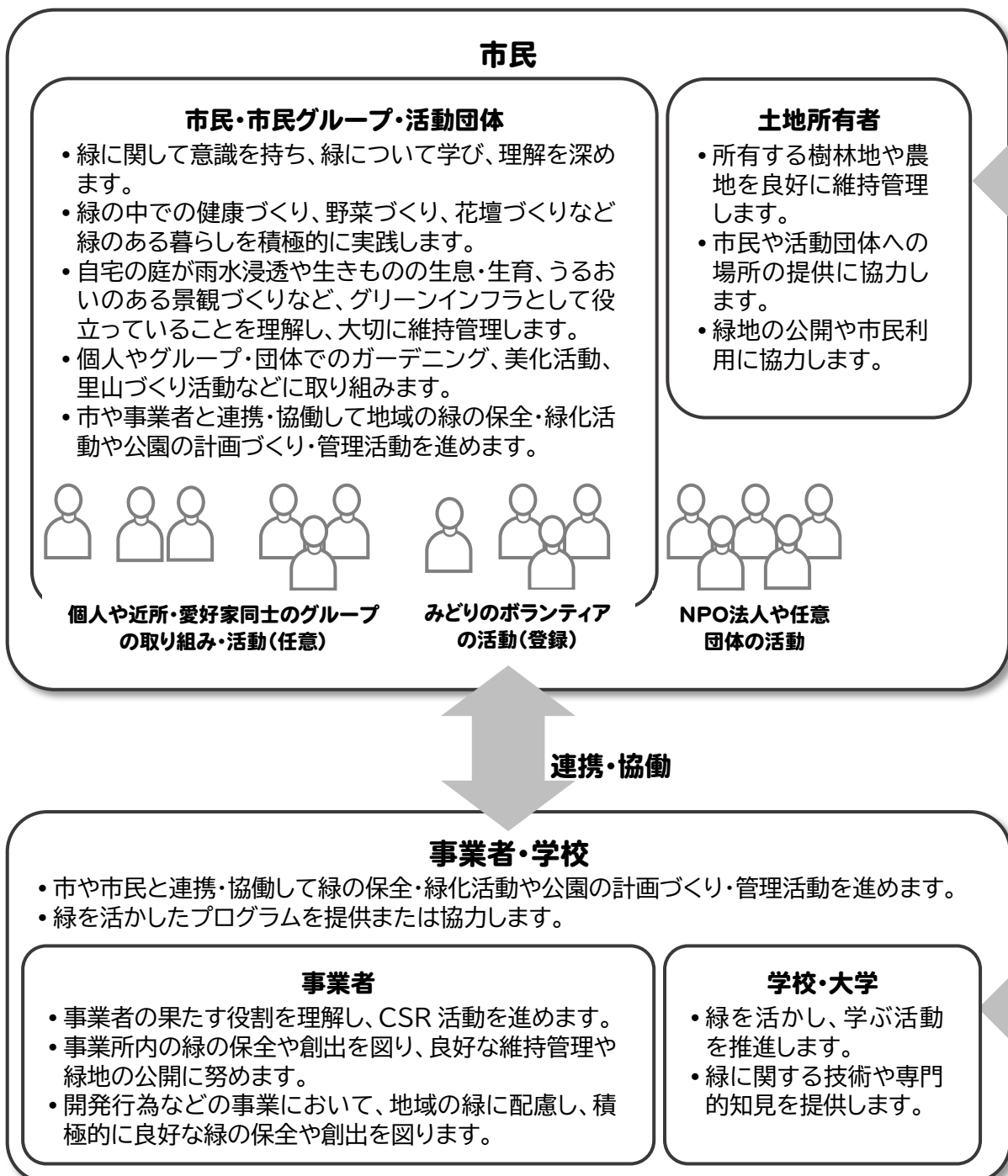
第 5 章

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

緑の将来像を実現するためには、市民や事業者、市がそれぞれの立場で、その役割を果たし、そのうえで各主体が連携・協働していく必要があります。

緑のまちづくりにかかわる各主体の役割を示します。



(仮称)みどりのボランティア・ネットワーク

- みどりのボランティアと市との意見交換会などを実施します。
- 市民の緑づくりをさらに進めていくために、市民との協働の取り組みや市の緑づくりの施策に関する提案や提言を行うことができる仕組みづくりを検討します。
- 特に重点的取り組みのうち特に市民との協働で推進するものについては、意見交換などを行いながら検討するものとします。
- 団体間のネットワークづくりについて検討します。

みどりのボランティア
(団体など)

みどりのボランティア
(団体など)

我孫子市

連携・協働

我孫子市

- 緑のまちづくりを総合的に推進する役割を理解し、緑を保全・創出・整備・活用する施策を推進します。
- 市民や市民活動団体、事業者、土地所有者などのマッチングなど、相互の関係をコーディネートします。
- 公園や公共施設における緑の保全や整備・管理・運営を積極的に推進します。
- 緑を活かしたプログラムを提供、または支援します。
- 市民や事業者の取り組みを支援します。
- 財源の確保や活用を図ります。

庁内体制の強化

都市計画をはじめ、環境や農政、観光など、関連する部局との連携の強化を図りながら、それぞれの事業や施策を実施します。

連携

国

千葉県

周辺
自治体

連携・協働

- 手賀沼をはじめ、利根川や古利根沼など広域的な緑については、近隣市町との連携によって施策を検討します。
- 市内の国や県が管理する施設について、緑の将来像の実現に向けて協力を要請します。

2.計画の実効性を確保するための方策

(1)財源の確保・活用

厳しい財政状況の中で、緑を保全・整備、また維持管理をしていくことは困難ですが、限られた予算を有効に活用するよう、効率的・効果的な事業の推進を図るとともに、国や県の補助制度の活用に努めます。

このほか、以下の手法も活用していきます。

クラウドファンディング

- 令和3年度に、緑雁明緑地内の志賀直哉邸跡に建つ書斎をクラウドファンディングによる寄付金を活用し修繕を行いました。
- 今後も、必要に応じてクラウドファンディングによる寄付金の活用を図るものとしま

市民公募債

- 平成16年度に、古利根沼を市民公募債などの活用により、沼の水面約16ha を買収しました。
- 今後も、必要に応じて市民公募債の活用を図るものとしま

森林環境譲与税の活用

- 森林の整備、木製遊具の整備などに活用します。

民間資金の活用

- PFIやPark-PFIやネーミングライツなど、民間資金を導入する仕組みの活用を図りま

緑の基金の活用

- 公園用地の確保や緑地等(樹林地、水辺、池沼など)を保全する事業を計画的に実施するため、「我孫子市緑の基金」への寄付金を積極的に募るなど積立金の確保に努めま

(2)デジタル技術の利活用

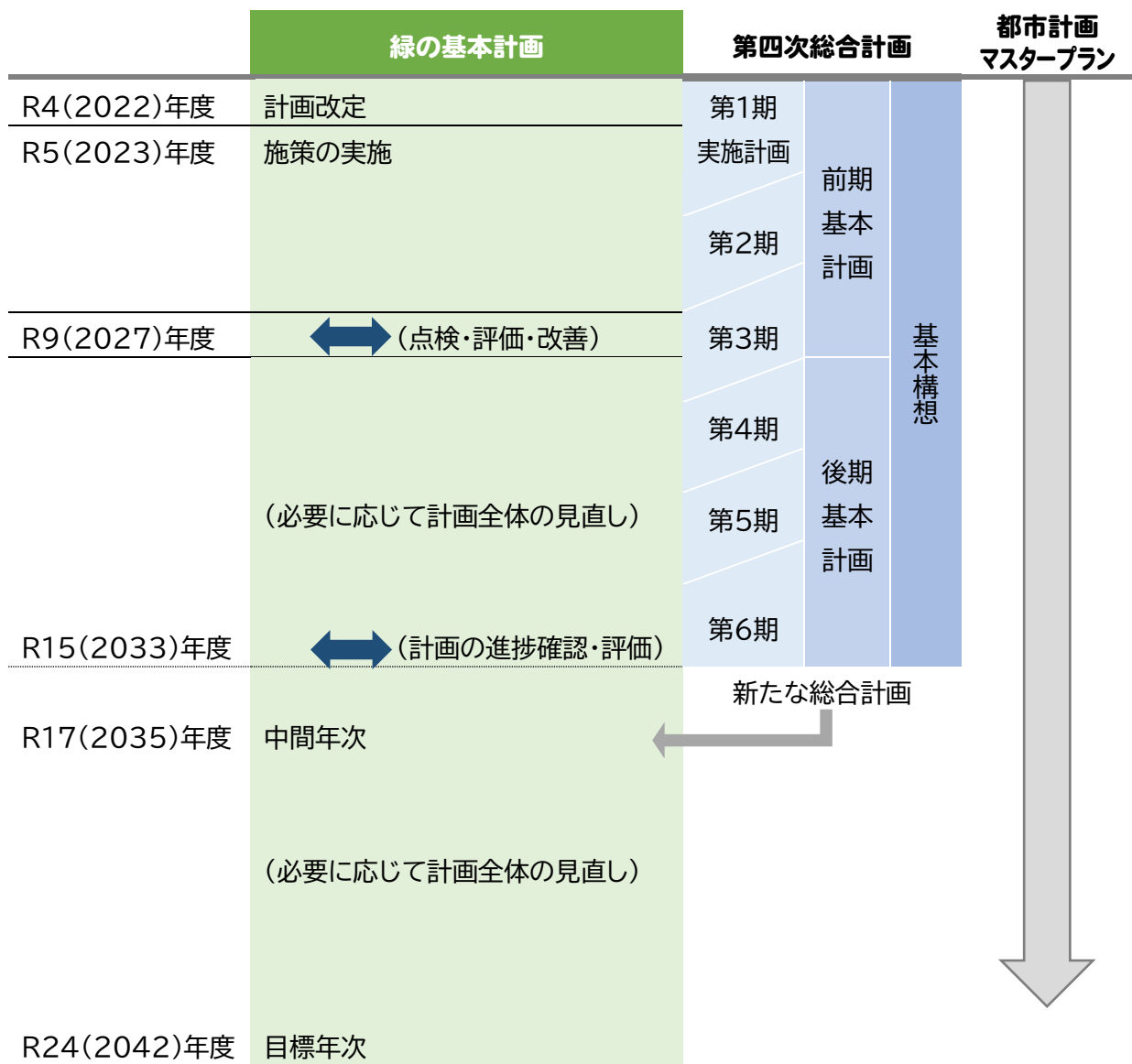
今後のまちづくりにおいて、大学や民間事業者との連携を図りながら、デジタル技術を積極的に活用し、我孫子の緑を保全・整備・管理を効率的に行うとともに、我孫子ならではの魅力の創出を図っていきます。

3.計画の進行管理と見直し

本計画は、令和24(2042)年度までを計画期間としています。令和5(2023)年度から施策を推進し、毎年度、関連各課への調査・確認を行い、施策の実施状況を把握するものとします。

令和9(2027)年度は前期基本計画にあわせて施策の点検・評価を行い、令和15(2033)年度の後期基本計画の終了にあわせて施策の点検・評価を行い、必要に応じて中間年次に計画の見直しを行うものとします。

これにかかわらず、緑の推移や社会情勢の変化、広域的なプロジェクトの進展などに伴う新たな課題や上位計画の見直しなどに対応する必要があることから、計画の進捗状況と点検・評価を踏まえながら、必要に応じて計画全体の見直しを行うなど、柔軟な運用を図るものとします。



資料編

1.用語解説

ーあー

IoT	様々な物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」ともいう。
アダプト・プログラム	アダプト(ADOPT)は、「養子縁組する」という意味。市民や地元企業が公共スペースを「アダプト」し、これを、我が子のように愛情を持って面倒をみる＝美化(清掃)することから命名されたボランティアプログラム。
ICT	通信技術を活用したコミュニケーションのこと。「Information and Communication Technology」の略。
我孫子市緑の基金	市内の残された貴重な緑地を確保するために、昭和 60 年(1985 年)4 月 1 日に設立した基金。市費と市民、団体、企業などからの寄付を積み立てて運用し、その果実(利子)を含めて活用している。
ウェル・ビーイング (well-being)	身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
AI	「人工知能」のこと。「Artificial Intelligence」の略。
SDGs	2015 年 9 月に国連において採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲットから成っている。
オープンガーデン	イギリスではじまった私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。

ーかー

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積 0.25ha を標準として配置する。
かたらいベンチ	将来にわたって市民が公園・緑地に愛着や親しみをもって利用できるよう、市民等がベンチの設置に対する寄付を行うもの。設置されたベンチには、寄付者名とメッセージを表示することができる。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積 2ha を標準として配置する。
クオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life)	「人生の質」または「生活の質」。広義には、恵まれた環境で仕事や生活を楽しむ豊かな人生をいう。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。

景観重要樹木	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、景観法に基づき指定されるもの。我孫子市は景観法上の景観行政団体として、「我孫子市景観条例」に基づき、景観形成重要物として指定している。 本市では、景観重要樹木として、「三樹荘」の敷地内にある6本の樹木(スダジイ3本、ケヤキ3本)を指定している。
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において、飲食店、売店などの公園施設(公募対象公園施設)の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
交流人口	その地域を訪れる人のこと。定住人口に対する概念。

ーさー

サウンディング型市場 調査	民間事業者等が有する事業内容に対するアイデアやノウハウ、行政への要望等を公募し、対話形式で意見交換を行いながら情報収集を行う手法。
30by30(サーティ・バイ・サーティ)	2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。 「ポスト2020生物多様性枠組」案の主要な目標として検討されており、2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することについて約束している。
CSR(Corporate Social Responsibility)	企業の社会的責任。利益の追求だけでなく、企業活動が社会的な側面からも責任を果たすべきとする理念。
市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
SEGES	社会・環境貢献緑地評価システム(シージェス)といい、「Social and Environmental Green Evaluation System」の略。企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、認定する制度。(公財)都市緑化機構が運営する。
指定管理者制度	公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。
市民公募債	自治体が資金調達のために住民や地域の法人を対象に発行する地方債のこと。正式名称は「住民参加型市場公募債」という。
市民手づくり公園	市と市民が協力し、特色ある公園づくりを進める事業。地域に根ざした持続性のある団体を対象に、市が草花の苗などの資材の提供及び草刈り機など器材の貸出を行う。 本市では、令和4年4月1日現在、並木1号公園、並木2号公園、湖北台2号公園、新木道崎緑地、湖北台7丁目公園、平和台3号公園、根戸薬師久保公園、湖北台8号公園、天王台南公園、東我孫子4号公園、若松2号公園の11公園で9団体が活動している。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民のニーズに応え、その機会を提供するために、野菜などの栽培が行なえるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。

市民の森	市民が自然とふれあい親しみながら散策や自然観察ができる場として、市内の良好な樹林地について、市が所有者の協力を得て散策路などを整備し、一定期間市民の利用に供するために設置・管理する緑地。
市民緑地制度	都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される住民の利用に供する緑地または緑化施設であり、制度上、市民緑地制度契約制度と市民緑地認定制度がある。
市民緑地契約制度	市民緑地契約制度は、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。
市民緑地認定制度	市民緑地認定制度は、土地所有者の協力のもと、民間主体が設置管理者として、設置管理計画を作成・申請し、市長の認定を受け、空き地などを認定市民緑地として整備・公開する制度。
植栽基盤	植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収することのできる条件を備えており、ある程度以上の広がりがあり、植物を植栽するという目的に供せられる土層のこと。
生産緑地地区	農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「生産緑地法」に基づき、500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める地域地区。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
施業実施協定	「森林法」に基づき、森林ボランティア団体(NPO 法人等)と森林所有者等が締結する森林施業の実施に関する協定について、市町村長が認可する制度。
設置管理許可制度	都市公園法第5条に基づき、公園管理者以外の者でも公園管理者の許可を受ければ、公園施設の設置・管理を可能とする制度。
Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。

ーたー

地区計画	それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、「都市計画法」に基づき、一体的な街区について市が都市計画として定める計画制度。主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、開発行為等を規制・誘導する。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積4haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
特定生産緑地	生産緑地地区の指定後30年を経過するまでに、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を10年延長するもの。 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税で、特定生産緑地の指定は、10年ごとの更新制である。
特別緑地保全地区	風致や景観などが優れている良好な自然環境を有する樹林地、水辺地等を保全するために、「都市緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区。指定地区内での開発行為等、現状変更の行為については制限を受ける。
都市公園	「都市公園法」に基づき、県や市が都市計画施設として設置する公園や緑地、または都市計画区域内に県や市が設置する公園や緑地のこと。
都市農地の賃借制度	「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」に基づき、生産緑地の賃借を円滑にすることで継続して管理できるようにするなど、生産緑地の賃借が行いやすく

	した新たな仕組み。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

ーなー

ネーミングライツ	施設などの資金を調達するため、施設の名所企業名・ブランド名を付与する権利。「施設命名権」とも呼ばれる。
農業振興地域	農業振興地域とは、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域を、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定する地域。
農用地区域	農用地区域とは、「農業振興地域整備計画」において積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために、特に指定する区域。

ーはー

パークマネジメント	公園の新しい魅力や可能性を発掘するため、経営的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供するよう管理運営すること。
バリアフリー	すべての市民が快適に施設を利用できるよう、障壁(バリア)を除去すること。障壁には、例えば高齢者や身体に障害がある人が公園などを利用するときに、不便を感じる段差などがあげられる。
ビオトープ	ドイツ語で生きもの(Bio)がそのままに生息活動する場所(Top)を意味する合成語。野生生物が生息できる条件を備えた良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間をいう。
ビッグデータ	コンピュータや通信機器などの高機能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々記録されている様々なデータの巨大な集まりのこと。
ヒートアイランド	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
保全緑地	都市公園法に基づく公園以外のもので、市内の貴重な自然環境を保全するために市が保有する樹林地、池沼及び草地で、「我孫子市保全緑地等の管理に関する条例」に基づき管理する緑地。
保存樹木	美観や風致を維持するために必要な、大木や古木、銘木などを保存するために、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定する樹木。所有者への助成と樹木・緑地施設賠償責任保険の加入を行う。
保存緑地	美観や風致を維持するために必要な500㎡以上の樹林地などを保存するために、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定する緑地。所有者への助成と樹木・緑地施設賠償責任保険の加入を行う。

ーらー

立体都市公園	「都市公園法」に基づき、都心部などの土地の効率的な利用が求められる地域などにおいて、土地の重層的利用によって確保される都市公園。
緑化協定	「千葉県自然環境保全条例」に基づき、敷地面積1ha以上の工場用地、または10ha以上の住宅用地について、県と市と土地所有者(管理者)の間で締結する協定。
緑地協定	「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の一定区域の土地所有者等が全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。協定には対象区域、樹木を保全又は植栽する場所や樹種、違反措置等が定められる。協定締結後に区域内の土地を取得した所有者にも効力が及び、ディベロッパー等が分譲前に一人で協定を結び認可を受けることができる。

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

レジリエンス

回復力、復元力のこと。
